

令和4年度
北海道中学校体育大会

新型コロナウイルス感染症対策
に関する資料集

令和4年（2022年）12月9日作成



北海道中学校体育連盟

令和4年度北海道中学校体育大会 新型コロナウイルス感染症対策に関する資料集

目 次

資料1

- 1 北海道中学校体育大会における新型コロナウイルス感染症に関わる参加等についての基本的な考え方について … 1～7
- 2 北海道中学校体育大会における選手が新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明した場合の対応フローチャート … 8
- 3 参考資料① 文部科学省
学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～（2022.4.1 Ver.8） …… 9～18
- 4 参考資料② 北海道教育委員会
保護者の皆様へ（2022.4.6 Ver.12） …… 19～20
- 5 参考資料③ 札幌市教育委員会
新型コロナウイルス感染症に対応した「札幌市における
教育活動のガイドライン」（令和4年3月18日改訂） …… 21～26
- 6 参考資料④ 北海道教育庁
「学校における新型コロナウイルス感染症対策について（通知）」
（令和4年4月15日） …… 27～33

資料2 感染症対策を踏まえた全道大会への参加までの流れ

- 1 感染症対策を踏まえた全道大会への参加までの流れ …… 34～35
- 2 【別紙1】健康管理表 …… 36
- 3 【別紙2】選手・監督等の健康状態報告書 …… 37
- 4 【別紙3】来場者体調記録表 …… 38
- 5 【別紙4】行動履歴書 …… 39
- 6 【別紙5】参加同意書の提出について …… 40

資料3 北海道中学校体育大会の開催可否の判断について …… 41

資料4

- 1 令和4年度北海道中学校体育大会における
新型コロナウイルス感染症対策について …… 42～43
- 2 添付資料① スポーツ庁・文化庁
中学生・高校生等を対象とした全国大会・コンクール等に
おける感染拡大予防ガイドライン（令和3年6月2日） … 44～50
- 3 添付資料② 北海道教育委員会
「大会主催者への要請（改訂）」（令和3年10月11日） …… 51～52

北海道中学校体育大会における新型コロナウイルス感染症に関わる参加等についての基本的な考え方について

1 出場停止について

新型コロナウイルス感染症に関わる大会への上場停止の基準については、以下のとおりとする。なお、選手本人が保健所から指示を受けている場合は、下記によらず、当該期間について出場停止とする。

- (1) 選手本人に感染が確認され、療養期間が終了するまでの期間が大会の会期と重なった場合は、その期間を出場停止とする。
- (2) 選手と同居している者に感染が確認され、選手本人に係る健康観察等の必要の有無が保健所により決定されるまでの期間が大会の会期と重なった場合は、その期間を出場停止とする。
- (3) 選手本人が濃厚接触者となった場合については、次のとおりとする。
 - ①選手本人が濃厚接触者となり、健康観察期間、外出自粛（待機）期間が指示された場合、その期間が終了するまでの期間が大会の会期と重なった場合は、その期間を出場停止とする。
 - ②特定された濃厚接触者の待機期間は、当該感染者の発症日（当該感染者が無症状（無症状病原体保有者）の場合は検体採取日）又は当該感染者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、5日間（6日目解除）とするが、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から解除を可能とする。また、この場合における解除の判断を個別に保健所に確認することは要しない。
 - ③②の場合であっても、一定の発症リスクは残存することから、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認をしっかりと行うこと。また、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染症対策を徹底すること。
- (4) (2) 及び (3) の場合を除き、選手本人がPCR検査又は抗原検査を受けることになり、結果が判明するまでの期間が大会の会期と重なった場合は、その期間を出場停止とする。

- (5) 選手本人又は選手と同居している者に発熱等の風邪の症状がみられ、当該症状がみられる者の症状が消失するまでの期間が大会の会期と重なった場合は、その期間を出場停止とする。ただし、新型コロナウイルス感染症以外の疾患の確定診断を受けたとき又は医師から新型コロナウイルス感染症ではないと診断されたときは、出場停止とはしない。
- (6) 選手本人が海外から帰国又は再入国し、当該帰国者が検疫所等から自宅等での待機を求められた期間が大会の会期と重なった場合は、その期間を出場停止とする。
- (7) 選手に対して新型コロナウイルス感染症に伴う出席停止や臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖等を含む）の措置がとられている期間が大会の会期と重なった場合は、原則としてその期間を出場停止とする。
- (8) 大会に参加する部活動において、部員の中に新型コロナウイルス感染症に感染している生徒がいることが判明した場合については、次のとおりとする。
- ① 1 人目の感染者が判明した場合、当該選手は、療養期間が終了するまでの期間が大会の会期と重なった場合は、その期間を出場停止とする。なお、このような場合については、当該部活動は大会に出場することができるが、1 人目の感染者が判明した翌日までに当該部活動の部員の中に感染者の他に 2 人以上の未診断の風邪等の症状を有する者がいた場合は、1 人目の感染者の最終活動日（最後に部活動に参加した日）の翌日から 5 日間、当該部活動は大会に出場することができない。
 - ② 1 人目の感染者の最終登校日（最後に部活動に参加した日）の翌日から 5 日以内に、2 人目の感染者が確認された場合は、2 人の感染者のうち、直近の感染者の最終活動日（最後に部活動に参加した日）の翌日から 5 日間、当該部活動は大会に出場することができない。
 - ③ 新型コロナウイルス感染症による当該部活動の出場停止の期間が大会の会期と重ならない場合は、大会に出場することができる。

2 大会前の参加に関する基本的な考え方について

- (1) 大会参加に当たっては、大会申込時に本連盟が作成した参加同意書を選手の保護者に提出していただき、大会の感染症対策について承諾を得るとともに、家庭での感染症対策の徹底を依頼すること。
- (2) 大会参加者は、大会前後 1 週間、本連盟が作成した健康管理表や行動履歴書に体温、体調、行動履歴等を毎日、正確に記録すること。また、選手は記入した健康管理表を毎日監督に提出し、監督は選手の健康状態を確認すること。

- (3) 新型コロナウイルス感染症に係る出席停止中の選手及び同感染症により職務専念義務を免除されている教職員は大会に参加することができない。
- (4) 大会前1週間の間に①～⑤の症状がひとつでも見られた場合は症状がなくなるまで自宅で休養するとともに、単なる風邪と判断することなく、必ず医療機関を受診すること。なお、医師から新型コロナウイルス感染症に感染していないと診断された場合は、大会への出場を認めるが、医師から新型コロナウイルス感染症に感染していると診断された場合は、療養期間が終了するまでの期間が大会の会期と重なった場合は、その期間は大会に出場することができない。
 - ①平熱を超える発熱（概ね37.5℃以上）や寒気
 - ②咳やのどの痛み、鼻汁などの風邪症状
 - ③頭痛、全身のだるさ、息苦しさ
 - ④味覚や嗅覚の異常
 - ⑤同居家族の①～④の症状
- (5) 大会前に少しでも選手本人の体調に不安がある場合や家族に体調不良がある場合は大会参加を見合わせる。
- (6) 大会に参加する際に他の管内に移動する場合は、極力人流を減らす観点から、学校やチームの事情等を考慮して参加者を厳選すること。
- (7) 大会の開催地に移動する際は常にマスクを着用し、会話を控えることはもとより、バス等の車両で移動する際は、車両の換気に加え、定期的に休憩を取り、車外に出るなどの対策をとること。
- (8) 大会1週間前から、社会人や卒業生との合同練習等、外部との接触の機会については、地域のまん延状況を考慮して判断すること。

3 大会当日の参加に関する基本的な考え方について

- (1) チームや選手の出場停止等、新型コロナウイルス感染症の感染症対策のために主催者が決定した措置については、主催者の指示に従い、遵守すること。
- (2) 出発時を含め、大会開催期間中に監督、引率者、外部指導者、選手本人や大会参加者の同居家族に発熱や風邪症状、全身のだるさ、息苦しさ、味覚や嗅覚の異常等の体調不良がある場合は、その症状がある大会参加者は大会参加を見合わせるとともに、単なる風邪と判断することなく、必ず医療機関を受診すること。また、発熱等の体調不良の症状が確認された選手については、原則、保護者の方に引き取りに来ていただくこととする。

- (3) 団体競技や個人競技で同一学校内に複数の選手がいる場合で、(2)のような体調不良者が出た場合の同一学校内の他の選手の出場については、「1 出場停止について」の(8)に記載されているとおりとする。
- (4) 大会期間中は、(公財)日本中学校体育連盟の全国中学校体育大会実施上のCOVID-19感染拡大予防ガイドライン並びにスポーツ庁、中央競技団体等が作成している新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関するガイドライン、大会実行委員会の新型コロナウイルス感染症対策に係る留意事項や指示を遵守すること。
- (5) 熱中症に留意しながら、支障のない限りマスクを着用することが望ましい。
- (6) 食事の際は、黙食を徹底し、会話をするときは必ずマスクを着用すること。
- (7) 更衣室では、会話を控えるとともに、人数や時間を制限するなど密を回避すること。
- (8) 会場に入る前は、検温、手指消毒等を徹底すること。
- (9) 宿泊する場合は、できる限り部屋の人数を削減し、マスクの着用など感染症対策の徹底を図ること。また、宿泊施設によるガイドライン等に従うとともに、会場への移動以外、外出を控えること。
- (10) 試合の場面以外ではマスクを着用し、他校の生徒との接触を控えること。
- (11) 競技中のベンチ等では、大声での指示出しや応援をせず、座って静かにすること。
- (12) 万が一、大会参加者や大会実行委員会役員、大会役員、競技役員等の大会関係者に新型コロナウイルス感染症発症者（またはその疑いのある疾病者）が確認された場合は、保健所・医療機関・主催者等の指示に従い、発熱等の症状が見られない選手も大会参加を中止とし、保護者の方に引き取りに来ていただくことがある。

4 大会終了後について

- (1) 大会参加者は、大会終了後1週間、本連盟が作成した健康管理表や行動履歴書に体温、体調、行動履歴等を毎日、正確に記録すること。また、選手は記入した健康管理表を毎日監督に提出し、監督は選手の健康状態を確認すること。
- (2) 開催地の感染状況を踏まえ、大会に参加した選手は3日間程度休養等したり、医療機関や道の「PCR等検査無料化事業（一般検査事業）、民間検査機関等のPCR検査等を活用したりするなど、感染拡大防止に努めること。また、監督、引率者、外部指導者や大会役員は、帰着後3日間程度、可能な限り生徒や他の教職員等との接触を減らすなど、感染症対策に万全を期すこと。

- (3) 監督、引率者、外部指導者、大会役員、選手本人や大会参加者の同居家族に発熱や風邪症状、全身のだるさ、息苦しさ、味覚や嗅覚の異常等の体調不良がある場合は、症状がなくなるまで自宅で休養するとともに、単なる風邪と判断することなく、必ず医療機関を受診すること。

5 その他

- (1) 1～4に記載されている内容以外の事態が発生した場合の対応について、競技の特性や会場の状況等を考慮して主催者が判断することとする。

<参考資料>

- 1 文部科学省 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」
～「学校の新しい生活様式」～ (2022. 4. 1 Ver. 8)
- 2 北海道教育委員会 「保護者の皆様へ (2022. 4. 6 Ver. 12)」
- 3 札幌市教育委員会 「新型コロナウイルス感染症に対応した札幌市における教育活動のガイドライン」(令和2年3月30日作成、令和4年3月18日改訂)
- 4 北海道教育庁 「学校における新型コロナウイルス感染症対策について (通知)」
(令和4年4月15日)

<新型コロナウイルス感染症に関わる大会参加に関わるQ&A>

- Q 1. 大会前1週間の間に発熱しましたが、医療機関を受診しませんでした。しかし、翌日になって熱が下がりましたが、その場合は大会に出場することはできますか。
- A 1. 医療機関を受診しなければ、大会に出場することはできません。大会への出場につきましては、必ず医師に相談してください。
- Q 2. 大会当日に「別紙2 北海道中学校体育大会監督・選手等の健康状態報告書」を監督や引率者が忘れてしまった場合は、大会に参加できますか。
- A 2. 用紙を大会実行委員会に提出しなければ、その学校の監督・選手等は会場に入場することができません。十分に御注意ください。

Q 3. 地区中体連内の学校数校でバスを借りて、乗り合わせで大会会場に来ましたが、会場に到着してから選手1名が発熱してしまいました。一緒にバスに乗ってきた他の学校の選手は大会に出場できますか。

A 3. 北海道教育庁からの通知「大会等への参加における新型コロナウイルス感染症対策について」には、「開催地に移動する場合は、常にマスクを着用し、会話を控えることはもとより、バス等の車両で移動する際は、車両の換気に加え、定期的に休憩を取り、車外に出るなどの対策を行うこと。」とあります。また、一般社団法人日本旅行業協会等が作成した「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」に基づいて、バスの車内でも席の間隔を空けたり、換気を十分に行うなどの感染対策をしているため、他の学校の選手を出場停止とはしない方向で考えています。ただし、発熱した選手が、新型コロナウイルス感染症に感染していると医師から診断された場合は、バスの座席によっては保健所から濃厚接触者に指定されることや、学校等から「感染の可能性のある方」としてリストアップされることにより大会への出場が停止となる場合がありますので、監督や引率者の先生は、学校ごとに選手を座らせたり、どこの席に誰が座っていたのか、忘れずに掌握しておいてください。

Q 4. 大会会期中、試合が終わった後、選手1名が発熱しました。その後の試合については参加しても大丈夫ですか。

A 4. 発熱した選手と同じチームや同一学校の選手の参加については、この時点では大会への出場は認められますが、大会期間中に2人目の感染者が確認された場合や、感染者の他に2人以上の未診断の風邪等の症状を有する者がいた場合は、当該部活動は大会に出場することはできません。

Q 5. あるチームの選手が大会期間中に発熱した場合、そのチームと対戦した相手チームや相手選手の大会への参加はどうなりますか。

A 5. 今年度の全国中学校体育大会では、このような場合は、対戦した相手選手や相手チームは棄権扱いとなる場合があります。本大会では、競技の特性や会場の状況等を考慮して主催者が判断することします。

Q 6. 大会前にチーム内（複数校合同チームを含む）の選手のうち、新型コロナウイルス感染症に伴う出席停止や臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖等を含む）によって大会に出場できなくなった選手がおり、その競技の必要最低人数の選手がそろわず、チームの編成ができなくなった場合は、大会に出場することはできますか。

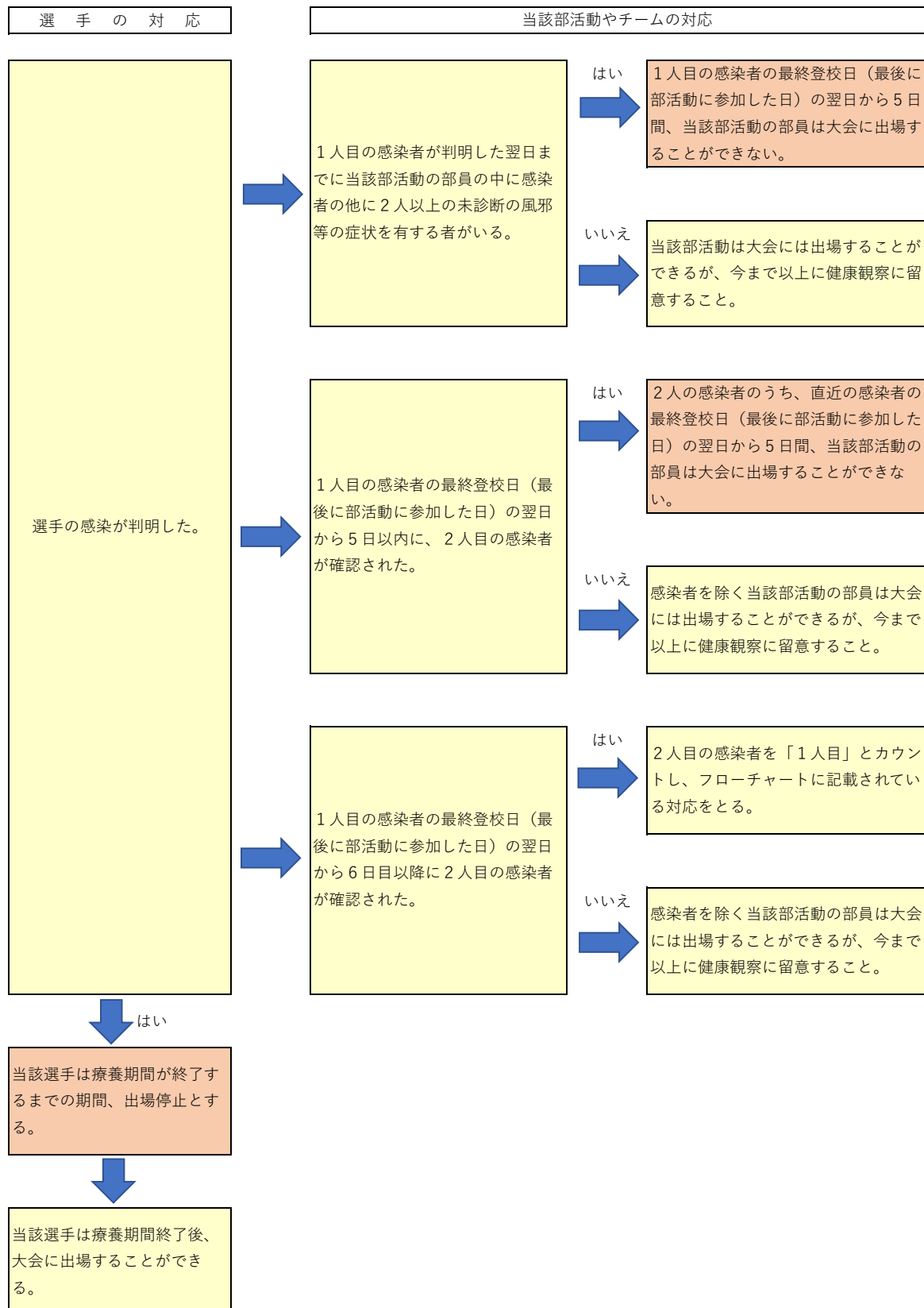
A 6. このような場合は、チームは棄権扱いとなります。

Q 7. 大会前1週間の間にワクチンを接種し、副反応により発熱しましたが、医療機関を受診しませんでした。翌日になって熱が下がりましたが、その場合は大会に出場することはできますか。

A 7. ワクチン接種の副反応による発熱だと思っていて、後日PCR検査を受検したところ、陽性だったというケースもあります。このような場合は、大会参加者の安全を確保する観点から、必ず医療機関を受診してください。

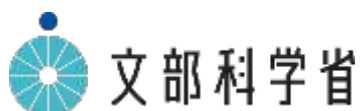
北海道中学校体育大会における選手が新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明した場合の対応フローチャート

※出場停止の期間が大会の会期と重なった場合は、その期間は大会に出場することができない。





学校における新型コロナウイルス感染症
に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～
(2022.4.1 Ver.8)



目 次

第1章 新型コロナウイルス感染症について	4
1. 学校における新型コロナウイルス感染症の現状と分析	4
2. 新型コロナウイルス感染症の子供への感染に関する特徴	11
3. 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について	13
4. 地域ごとの行動基準	16
5. 設置者及び学校の役割	19
(1) 教育委員会等の役割	19
(2) 学校の役割	19
6. 家庭との連携	20
第2章 学校における基本的な新型コロナウイルス感染症対策について	21
1. 児童生徒等への指導	21
2. 基本的な感染症対策の実施	22
(1) 感染源を絶つこと	22
(2) 感染経路を絶つこと	24
(3) 身体全体の抵抗力を高めること	31
3. 集団感染のリスクへの対応	33
(1) 「密閉」の回避（換気の徹底）	33
(2) 「密集」の回避（身体的距離の確保）	37
(3) 「密接」の場面への対応（マスクの着用）	40
4. 重症化のリスクの高い児童生徒等への対応等について	43
(1) 医療的ケアを必要とする児童生徒等や基礎疾患等がある児童生徒等	43
(2) 保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合	44
5. 新型コロナワクチンと学校教育活動について	44
6. 出席停止等の取扱い	45
7. 児童生徒等及び教職員の心身状況の把握、心のケア等	47
8. 教職員の感染症対策	48

9. 有効な感染症対策事例の把握	49
第3章 具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について	50
1. 各教科等について	50
2. 儀式的行事	52
3. 修学旅行等における感染症対策	53
4. 部活動	53
5. 給食等の食事をする場面	56
6. 図書館	57
7. 清掃活動	57
8. 休み時間	58
9. 登下校	58
10. 健康診断	59
11. 子供の居場所における対策との連携	60
第4章 感染が広がった場合における対応について	61
1. 衛生主管部局との連携	61
(1) 地域の感染状況の把握	61
(2) 地域の保健所等による積極的疫学調査の方針の確認	63
2. 学校において感染者等が発生した場合の対応について	63
3. 臨時休業の判断について	65
(1) 学校で感染者が発生した場合の臨時休業について	66
(2) 感染者が発生していない学校の臨時休業について	67
(3) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象区域に属すると特定された地域における臨時休業の考え方について	67
4. やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対するICTの活用等による学習指導について	73
5. 地域住民や保護者等への情報提供について	74
第5章 幼稚園において特に留意すべき事項について	76
第6章 寮や寄宿舎における感染症対策	78

ワクチン接種の有無によって学校教育活動に差を設けることは想定されていません³¹。さらに、予防接種はあくまで本人の意思や保護者の同意に基づき受けるべきこと、また、身体的な理由や様々な理由によって接種することができない人や接種を望まない人もいることに鑑み、接種を受ける又は受けないことによって差別やいじめなどが起きることのないように指導し、保護者に対しても理解を求めることが重要です。

一方、学校教育活動においても、医療機関等の学校外において実習を行う場合など、何らかの理由で生徒等の予防接種歴を把握する必要が生じることも考えられます。その際には、情報を把握する目的を明確にすること、本人や保護者の同意を得ること、他の生徒等に知られることのないような把握の方法を工夫することなど個人情報としての取扱いに十分に留意して把握するようする必要があります。もしくは、検査の結果を活用することも考えられます。その他、健康診断に伴う保健調査等として新型コロナワクチンの接種歴が把握される可能性があります。そのような場合にも同様に個人情報としての取扱いに十分に留意する必要があります。

6. 出席停止等の取扱い

①出席停止の措置を取るべき場合

児童生徒等の感染が判明した場合又は児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、学校保健安全法第 19 条の規定に基づく出席停止の措置を取ります。また、濃厚接触者に特定されない場合であっても、学校で感染者と接触（感染者の感染可能期間（発症 2 日前～）の接触）があった者のうち、会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食を共にした者等は出席停止の措置を取ります（第 4 章 2. ②参照）。

これに加えて、新型コロナウイルス感染症への対応として、児童生徒等に発熱や咳等の症状がみられるときに、同条に基づく出席停止の措置を取ります（第 2 章 2.（1）①参照）。感染がまん延している地域（レベル 2 や 3 の感染状況の段階である地域）においては、地域の実情に応じ、同居の家族に未診断の発熱等の症状がみられるときにも、出席停止の措置を取ることができます（第 2 章 2.（1）①参照）。

なお、出席停止の指示等を行った場合においては、当該児童生徒が授業を十

³¹ ワクチン・検査パッケージ制度要綱（令和 3 年 11 月 19 日新型コロナウイルス感染症対策本部）において、学校等の活動については、ワクチン・検査パッケージは適用しないこととされています。（ワクチン・検査パッケージとは、飲食店やイベント主催者等の事業者が、入店者・入場者等の利用者のワクチン接種歴又は検査結果の陰性のいずれかを確認することにより、感染リスクを低減させ、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等において課される様々な行動制限を緩和するもの。）

分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのな
いよう、第4章5. に記載の必要な措置を講じること等にも配慮します。

②出席停止の措置を取る必要がない場合等

①以外の、例えば、新型コロナウイルスの感染者の濃厚接触者と同居してい
る場合や行政検査の対象者と同居している場合等については特段登校を控え
ることを求める必要はなく、児童生徒等の健やかな学びを保障する観点等から
は慎重に検討する必要があります。特に、新型コロナウイルス感染症の対策や
治療に当たる医療従事者その他の特定の職業である家族を持つ者について医
学的な根拠なく登校を控えることを求めることは偏見や差別につながる行為
であり、不適切であることに注意してください。

③①のほかに「欠席」の扱いとしない場合

医療的ケア児や基礎疾患児について、登校すべきでないと判断された場合
(第2章4.(1) 参照) 及び保護者から感染が不安で休ませたいと相談のあ
った児童生徒等について、生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増え
ている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があっ
て、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合(第
2章4.(2) 参照) には、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すこと
ができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」
として、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」の欄に記入し、欠席とはしな
いことも可能です(幼稚園等については、備考欄等にその旨を記載)。

なお、海外から帰国・再入国した児童生徒等について、政府の水際対策の取
組として一定期間自宅等での待機の要請の対象となっている者は、当該待機
の時間を経ていることを確認した上で、健康状態に問題がなければ登校させて構
いません。

このほか、義務教育段階における登校の取扱いについては、「義務教育段階
における登校の取扱いに関するフローチャート³²」もご参照ください。

³² 「義務教育段階における登校の取扱いに関するフローチャート」
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00020.html#a004

(参考) 出席停止等の取扱いについて

指導要録上、「出席停止・忌引等の日数」の欄に記入するもの	学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止	・ 感染が判明した者 ・ 感染者の濃厚接触者に特定された者 ・ 学校で感染者と接触があった者のうち、会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食を共にした者等 ・ 発熱や咳等の症状がみられる者 ・ (レベル2や3の地域において、地域の実情に応じ)同居の家族に未診断の発熱等の症状がみられる者
	「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う場合	・ 医療的ケア児や基礎疾患児について、登校すべきでないと判断された場合 ・ 感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒等について、生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合

7. 児童生徒等及び教職員の心身状況の把握、心のケア等

国立成育医療研究センターが令和3年12月に行った「コロナ×こどもアンケート」第7回調査報告³³によれば、小学校4年生以上の16%の子供に中程度以上のうつ症状があることが示されており、子供たちの心のケアは引き続き重要な課題となっています。

学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等により、児童生徒等の状況を的確に把握するとともに、学校医と連携した健康相談等の実施や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等による心理面・福祉面から

³³ 「コロナ×こどもアンケート」第7回調査報告（令和4年3月23日公表）
https://www.ncchd.go.jp/center/activity/covid19_kodomo/report/finreport_07_oth.html

＜基本的な感染症対策＞

- ・発熱や咳等の症状のある方には参加をしないよう徹底
- ・参加者への手洗いやマスクの着用を含む咳エチケットの推奨など
- ・アルコール消毒薬の設置、こまめな換気の実施など
- ・会場の椅子の間隔を空けるなど参加者間の身体的距離の確保

＜開催方式の工夫の例＞

- ・式典の内容を精選し、式典全体の時間を短縮すること（祝辞の割愛、式辞等の文書での配付など）
- ・ICTを活用した対面とオンラインとのハイブリッド方式による開催（参加者の一部は別会場にて、ウェブ会議システム等で双方向のやりとりを行ったり、式の様子を視聴したりするなど）
- ・参加人数を抑えること（在校生の参加の取りやめ、保護者の参加人数を最小限とする、保護者を別会場とする等）

なお、卒業式等の終了後に保護者や教職員等が参加するいわゆる謝恩会等の懇親の機会が設けられることも想定されますが、そうしたことに關しては、必要に応じて主催者に対し、飲食について地域において求められている感染症対策について留意を促すことも検討します。

3. 修学旅行等における感染症対策

修学旅行における感染症対策については、本章までに述べた感染症対策を参照するとともに、一般社団法人日本旅行業協会等が作成した「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」⁴¹等を参考にしつつ、旅行事業者等と連携して、それぞれの実情に応じて行ってください。

その他、遠足・集団宿泊的行事、旅行・集団宿泊的行事を実施するに当たっても、上記手引きを参考にしてください。

4. 部活動

地域の感染状況に応じて以下のとおり取り組みます。

⁴¹ 一般社団法人日本旅行業協会 HP「新型コロナウイルス感染症関連情報」参照
<https://www.jata-net.or.jp/virus/>

【レベル3 地域】

可能な限り感染及びその拡大のリスクを低減させながら、なるべく個人での活動とし、少人数で実施する場合は十分な距離を空けて活動します。密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動は行わないようにします。

緊急事態宣言の対象区域に属する地域においては、その感染状況を踏まえ、学校が独自に行う他校との練習試合や合宿等を一時的に制限するなど感染症への警戒度を高めてください。また、部活動終了後に、生徒同士で食事することを控えるよう特に指導を徹底してください。この際、新型コロナウイルス感染症対策分科会の専門家が取りまとめた、別添資料17「緊急事態宣言下における学生・生徒が行う部活動について」も参照してください。

【レベル2 地域】

可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施することを検討します。密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動の実施は慎重な検討が必要です。

【レベル1 地域】

可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動を行います。

（全体を通じての留意事項）

- ・ 運動不足の生徒もいると考えられるため、生徒の怪我防止には十分に留意すること。また、生徒に発熱や咳等の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導すること。
- ・ 生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教師や部活動指導員等が活動状況を確認すること。
- ・ 活動時間や休養日については、部活動ガイドラインに準拠するとともに、実施内容等に十分留意すること。特に分散登校を実施する学校では、ガイドラインよりも短い時間の活動にとどめるなど、分散登校の趣旨を逸脱しないよう限定的な活動とすること。
- ・ 活動場所については、地域の感染状況等にもよるが、可能な限り屋外で実施することが望ましいこと。ただし気温が高い日などは、熱中症に注

意すること。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、こまめな換気や、手洗い、消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）を徹底すること。また、長時間の利用を避け、十分な身体的距離を確保できる少人数による利用とすること。特に、屋内において多数の生徒が集まり呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は絶対に避けること。

- ・ 用具等については、生徒間で不必要に使い回しをしないこと。
- ・ 部室等の利用については、短時間の利用とし一斉に利用することは避けること。
- ・ 大会やコンクール等の参加に当たっては、学校として主催団体とともに責任をもって、大会における競技、演技、演奏時等はもとより、会場への移動時や会食・宿泊時、会場での更衣室や会議室等の利用時などにおいても、生徒、教師等の感染拡大を防止するための対策を講じること。
- ・ 練習試合や合同練習、合宿等の企画・実施に当たっては、地域の感染状況等を踏まえ、部活動を担当する教師のみで行うのではなく、学校として責任をもって、大会等の参加時と同様の感染拡大を防止するための対策を講じること。
- ・ 部活動の実施に当たっては、各競技団体や文化芸術団体が作成するガイドラインを踏まえること。
- ・ 運動部活動でのマスクの着用については、体育の授業における取扱いに準じること。
- ・ 同じ部活動に所属する生徒等が食事する際なども含め、部活動の内外を問わず感染症対策を徹底すること。
- ・ 部活動の実施に当たっては、地域の感染状況や当該部活動の活動内容等に応じ、感染リスクの高い活動を一時的に制限することも検討すること。
- ・ 長期休業期間においては、地域の感染状況に応じ、密集したり近距離で行ったりする活動等を避けるため、例えば午前と午後で活動時間を分け、校庭や体育館を広く活用するほか、空き教室等を活用する、または、社会体育施設等を活用するなど、地域の実情に応じた工夫を検討すること。

以上のほか、別添資料 1 5 「運動部活動に参加する学生等の集団における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）」（令和 2 年 9 月 3 日）

を参照すること。

5. 給食等の食事をとる場面

学校給食は、児童生徒の健やかな育ちを支える重要な機能である一方、感染のリスクが高い活動でもあります。レベル3の地域にあっても、臨時休業期間中に工夫を凝らして取り組んでいる地方自治体の例⁴²などを参考に、学校給食施設や、栄養教諭、調理員等の人的資源を最大限活用することなどにより、いかに児童生徒の適切な栄養摂取や食生活を支援できるかということについて、感染リスクにも配慮しつつ積極的に検討することが望まれます。

学校給食を実施するに当たっては、「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配食等を行うよう改めて徹底してください。給食の配食を行う児童生徒及び教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等、給食当番活動が可能であるかを毎日点検し、適切でないと認められる場合は給食当番を代えるなどの対応をとります。

また、児童生徒等全員の食事の前後の手洗いを徹底してください。会食に当たっては、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、大声での会話を控えるなどの対応が必要です。

同様に、高等学校等で弁当を持参する場合や、教職員の食事の場面においても注意が必要です。生徒同士での昼食や、教職員が同室で昼食をとった場面での感染が疑われる事例も生じていることを踏まえて、飛沫を飛ばさないような席の配置や、距離がとれなければ会話を控えるなどの対応を工夫してください。食事後の歓談時には必ずマスクを着用します。

なお、給食後等に、学校で歯磨きや洗口を行う場合は、児童生徒等がお互いに距離を確保し、間隔を空けて換気の良い環境で行うよう指導するなど、感染のリスクに配慮することが大切です。⁴³

【レベル3地域】

通常の提供方法による学校給食の実施は原則として困難ですが、適切な栄

⁴² 別添資料5「臨時休業に伴い学校に登校できない児童生徒の食に関する指導等について」（令和2年5月13日付け事務連絡）

⁴³ 給食後の歯磨きに係る留意事項については、（公社）日本学校歯科医会がポスターを作成しているため、適宜参照してください。

<https://www.nichigakushi.or.jp/news/corona2.html>

学校では、子どもたちの **健やかな学びを保障** するため、**感染リスクを低減するための「学校の新しい生活様式」**を定着 させていくとともに、変異株の特徴や地域の感染状況等を踏まえ、学習内容や活動内容を工夫しながら、可能な限り授業や部活動、各種行事等を継続できるよう取り組んでいますので、ご家庭においてもご理解とご協力をお願いします。

「学校の新しい生活様式」のポイント

基本的な対策

- お子様及び同居のご家族の、体温測定を含めた **健康観察** にご協力をお願いします。
- 発熱や咳などの**症状がある場合は、自宅で休養**させてください。
※その場合、「出席停止」として取り扱います。
※現在は、北海道の流行状況を踏まえ、**同居の家族**に未診断の発熱等の症状がある場合にも**同様**の取扱いになります。
- **手洗い** は、流水と石けんで、こまめに、丁寧に（30秒程度）行います。
- **消毒** は、新型コロナウイルス感染症に効果がある家庭用洗剤等を用いて、**通常の清掃活動の中に、消毒の効果を取り入れて**行います。



3密の回避

- **換気** を、季節や気候に応じて、常時または定期的に行います。
- **身体的距離** を、可能な限り1～2メートル確保します。
- **マスク**は、**身体的距離が十分とれないとき**や**会話をするとき**に着用します。
※熱中症のおそれがある場合や息苦しいと感じた場合など、マスクの取り外しについては、臨機応変に対応します。



感染症の学習

- 子どもたちが、新型コロナウイルス感染症について正しく理解し、自分から**感染リスクを避ける**ことができるよう指導します。
- **差別や偏見のない適切な行動をとる**ことができるよう指導します。



「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル ～学校の新しい生活様式～（2022.4.1 Ver.8）」（文部科学省）を参考に作成

「特に気をつけるポイント」 ～これまでの感染拡大事例からわかってきたこと～

✕ 軽い症状があるまま登校



本人も、きょうだいも、同居の家族も

✕ マスクなしで会話・飲食

給食・昼食
校外生活など
(飲食の場面)

黙食
にご協力ください



部活動の
休憩・更衣時など



出席停止等の考え方（2022.4.6 現在 ※感染状況等により変わることがあります）

オミクロン株の感染拡大を受け、学校で感染者が出た場合にも、同居の家族以外は保健所の疫学調査の対象とならないこととなっています。（※従来どおりの対応を行っている保健所もあります。）

お子様とご家族の状況により、学校の対応も変わりますので、次の①～⑥の場合は、学校にお知らせください。

学級で一人感染者が出た場合、学校が行動履歴等から「感染の可能性がある方」をリストアップし、個別に出席停止とすることがありますので、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

リストアップの基準（北海道保健福祉部）

- 感染者と同じテーブルで食事中に話をしていた
- どちらかがマスクをせず（鼻マスクも含む）、感染者と長時間一緒にいた など

	お子様・ご家族の状況	学校の対応
①	お子様の感染が確認された	治癒するまでの間「出席停止」
②	お子様が濃厚接触者に特定された（同居する家族の感染が確認された）	保健所が指定する待機期間「出席停止」
③	お子様が学校等から「感染の可能性がある方」としてリストアップされた	感染者と最後に接触した日の翌日から7日間（8日目解除）「出席停止」
④	お子様がPCR検査または抗原検査を受けることとなった（濃厚接触者を除く）	検査結果（陰性）が判明するまでの間「出席停止」 ※民間検査や保険適用外の検査を除く。
⑤	お子様に発熱や咳等の症状がある 同居する家族に未診断の発熱等の症状がある	症状が消失するまでの間「出席停止」 ※ただし、同居の家族が病院を受診して、新型コロナウイルス感染症ではない診断を受けた場合は、地域の感染状況等も踏まえて、お子様の出欠の取扱いについて判断しますので、学校に相談してください。
⑥	「同居する家族が濃厚接触者となった」 「同居する家族が『感染の可能性がある方』となった」などで、感染が不安	地域の感染状況等により出欠の取扱い（「欠席」の扱いにしないことなど）について判断しますので、学校に相談してください。 ※登校を妨げるものではありません。



学級閉鎖の考え方



次の①～③の場合、学級閉鎖を行います。

- ① 感染者が1名発生し、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
- ② 同一の学級において、複数の感染者が発生した場合
- ③ その他、学校医の助言等を踏まえ、学校設置者が必要と判断した場合

心配なことがありましたら、
相談してください

- ・ お子様の感染に不安を感じる
- ・ 手洗いや消毒等による健康への影響が心配

などの不安や悩みが生じた場合は、学校の相談窓口や、北海道教育委員会の「子ども相談支援センター」に相談してください。



北海道教育委員会
「子ども相談支援センター」

☎：0120-3882-56（24時間無料）

E-mail: sodan-center@hokkaido-c.ed.jp

SNSなどによる誹謗中傷等がなくなるよう、
ご協力をお願いします

非難や差別の根っこには、見えない・わからないウイルスへの「不安・恐怖」や「防衛本能」があるとされています。誰でも感染者になる可能性がありますし、誰の中にも不安や防衛本能はあります。

自分たちにできることは何か、ご家庭でもお子様とお話していただきますようお願いいたします。



STOP! コロナ差別
＜差別が生まれる瞬間 ②学校＞編
（法務省）

新型コロナウイルス感染症に対応した
「札幌市における教育活動のガイドライン」
（令和 2 年 3 月 3 0 日作成 令和 4 年 3 月 1 8 日改訂）

目次

1	保健管理等に関する事	1
(1)	感染症対策について	1
(2)	出席停止等の扱いについて	3
(3)	医療的ケアが日常的に必要な幼児児童生徒や基礎疾患等のある幼児児童生徒について	4
(4)	海外から帰国・再入国した場合の対応について	4
(5)	心のケアについて	4
(6)	感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について	5
(7)	健康診断について	5
(8)	清掃・消毒について	5
(9)	換気について	8
2	学習指導等に関する事	9
(1)	各教科等の指導における感染症対策等に関する事	9
(2)	感染症や災害等の非常時にやむを得ず登校できない児童生徒に対する学習支援について	11
(3)	通級指導教室に通う児童生徒への対応について	11
(4)	幼稚園における水浴場及び水を使った遊び等について	12
3	学校行事の実施に関する事	12
4	部活動に関する事	12
5	学校給食等の食事をとる場面に関する事	14
(1)	教室での対応について	14
(2)	調理・配膳等について	14
(3)	幼稚園における食事について	14
(4)	弁当などによる食事の場面	15
6	幼稚園の預かり保育に関する事	15
7	公立学校の教職員の出勤等の服務に関する事	15
8	学校の活用に関する事	16
(1)	放課後児童クラブ	16
(2)	行政財産の目的外使用	16
9	保護者への情報発信に関する事	16
別紙 1	幼稚園において特に留意すべき事項について	17
別紙 2	小学校における運動会の実施について	18

(※) 参考：厚生労働省ホームページ（「新型コロナウイルスに関する Q&A（一般の方向け）」）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html#Q4-1

- (ウ) できる限り子どもの直接的な接触は控え、必要以外の箇所に手を触れないことなどについて、学校で可能な対策を工夫する。
- (エ) 児童生徒の間隔を可能な限り 2 メートル（最低 1 メートル）確保するような座席配置にすることを基本とするが、施設の状況や感染リスクの状況に応じて柔軟に対応することも可能とする。
- (オ) 学校において歯みがきや洗口を行う場合は、児童生徒等が互いに距離を確保し、間隔を空けて換気の良い環境で行うよう指導するなど、配慮する。

ウ 身体全体の抵抗力を高めること

身体全体の抵抗力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がけるよう指導する。

(2) 出席停止等の扱いについて

以下、ア、イの内容については、学校ホームページ等による保護者への周知を特に徹底すること。

ア 出席停止

札幌市立学校における新型コロナウイルス感染症にかかる出席停止の基準については、以下のとおりとする。（校務支援システムのキャビネット「出席停止の基準」参照）

ただし、幼児児童生徒本人が別途保健所から指示を受けている場合は、下記によらず、その期間について出席停止とする。

- (ア) 幼児児童生徒本人に感染が確認された場合
療養期間が終了するまでの間、出席停止とする。
- (イ) 幼児児童生徒と同居している者に感染が確認された場合
幼児児童生徒本人に係る健康観察等の必要の有無が保健所により決定されるまでの間、出席停止とする。
- (ウ) 幼児児童生徒本人が濃厚接触者又は感染の可能性のある方となった場合
健康観察期間、外出自粛（待機）期間が指示された場合はその期間が終了するまでの間、出席停止とする。
- (エ) (イ) 及び (ウ) の場合を除き、幼児児童生徒本人が PCR 又は抗原検査を受けることになった場合
結果が判明するまでの間、出席停止とする。
- (オ) 幼児児童生徒本人又は幼児児童生徒と同居している者に発熱等の風邪の症状がみられる場合
当該症状がみられる者の症状が消失するまでの間、出席停止とする。

※ 医療機関で別の診断がついた場合はその診断に従う

- (カ) 幼児児童生徒本人が海外から帰国・再入国した場合

(4) のとおり自宅等で待機となるため、その期間は出席停止とする。

※その他、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に係る出席停止等の取り扱いについては、令和 3 年 6 月 25 日付け札教保第 290 号「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を生徒に対して集団で実施することについての考え方及び留

意点等について」及び令和3年6月30日付け札教課第424号「児童生徒が新型コロナウイルスワクチン接種を受ける場合の出欠の取扱いについて」を参照。

イ 臨時休業

幼児児童生徒、教職員その他園・学校に出入りする者が新型コロナウイルス感染症にかかった場合において、その業務内容、行動履歴などから感染拡大防止に必要と認められるときは、必要な期間、臨時休業を行う。

(3) 医療的ケアが日常的に必要な幼児児童生徒や基礎疾患等のある幼児児童生徒について

ア 登校の判断

医療的ケアが日常的に必要な幼児児童生徒や基礎疾患等がある幼児児童生徒が在籍している場合は、主治医や学校医に相談の上、医療的ケア児や基礎疾患等のある幼児児童生徒の状態に基づき個別に登校の判断をする。

(注) 重症化のリスクが高い方について

糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方では、新型コロナウイルス感染症が重症化しやすいとされています。

なお、医療的ケア児や基礎疾患児と接する機会がある教職員においては、当分の間、自身の発熱等の風邪症状の確認を徹底し、感染リスクの高い場所へ行く機会を減らすなど、一層の感染対策を行うことが求められる。

イ 出欠の扱い

上記により、登校すべきでないと判断された場合には、校長が出席しなくてもよいと認めた日として「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引き等の日数」とする（幼稚園については、備考欄等にその旨を記載）。

(4) 海外から帰国・再入国した場合の対応について

海外から帰国・再入国した者について、政府の水際対策の取り組みとして一定期間自宅等での待機の要請の対象となることがある。この場合、対象者（幼児児童生徒本人又は幼児児童生徒と同居する者）が当該待機の期間を経ていることを確認した上で、健康状態に問題がなければ登校させて構わない。なお、対象者が自宅等で待機した期間については、(2)ア(カ)に基づき出席停止とする。

(5) 心のケアについて

様々な教育活動が制限されている状況が続いていることにより、心理的に不安定な子どもがいることが懸念されることから、学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察をすること。また、必要に応じてICTの活用を図ったり、アンケート調査を実施したりするほか、保護者と連携するなどして、幼児児童生徒の状況を的確に把握し、健康相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援を行うなど、心の健康問題に適切に取り組むこと。

特に、児童虐待防止に向け、心配な幼児児童生徒については、丁寧な状況把握を行うとともに、必要に応じて、スクールソーシャルワーカーや児童相談所、各区の家庭児童相談室等の関係機関と連携して、必要な支援を行うこと。また、欠席している幼児児童生徒に対しては、感染症対策の徹底に留意しつつ、定期的に幼児児童生徒の状況を把握すること。

(4) 幼稚園における水浴場及び水を使った遊び等について

水を使った遊びを行う場合、ビニールプールやたらい等を用いる際には、幼児同士との距離を十分に保つことや、タオルの共有を避けるなど、感染症対策を徹底すること。
※令和3年5月25日付け教育課程担当課長事務連絡「令和3年度における学校の水泳等の授業の実施について」を参照。

3 学校行事の実施に関すること

- (1) 集団宿泊的行事については、以下の条件が整っている場合、感染症対策を徹底のもと、原則実施すること。仮に当初の計画どおりの実施が難しい場合であっても、延期や近距離での実施、旅行日程の短縮など実施方法の適切な変更・工夫について検討する。なお、様々な検討をした上でも、実施及び延期が困難な場合は、教育課程担当課に連絡すること。

※実施の条件

- ① 道外の訪問地（陸路移動の場合は、経由地も含む）が「緊急事態宣言」や、「まん延防止等重点措置」を実施すべき区域と指定されていない状況であること。
- ② 札幌市が「まん延防止等重点措置」を実施すべき区域と指定された場合は、旅行先の受入れの有無などについても確認した上で、適切に判断すること。
- ③ 実施日において、当該学年が学年閉鎖になっていないこと。

※「市立学校における集団宿泊的行事（見学旅行・宿泊研修）の実施について」（令和3年4月23日付け札教課第110号）参照

- (2) 体育的行事（運動会等）、文化的行事（学校祭等）、交通機関（貸し切りバスを含む）を利用する校外学習については、「密集・密接・密閉」を避けての実施方法等を検討するとともに、通常どおり実施できない場合でも、代替の行事や活動を実施するように努めること。感染症対策を講じての実施が困難と判断した場合には、延期も検討すること。

※運動会については、別紙2「小学校における運動会の実施について」（令和3年5月8日付け教育課程担当課長事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策の強化の期間について」別紙）を参照。

※「今後の『子どもの【心と体】を守り、【学び】を支える学校教育プラン』（令和3年3月12日付け札教課第1077号「新型コロナウイルス感染症対策に関連した年度末・年度初めの対応について」別添1）を参照。

※児童会・生徒会活動、クラブ活動及びその他の学校行事等については学習指導要領に示された目標及び内容等を踏まえ、実施可能な方法を十分に検討して実施すること。それでもなお、実施が難しい場合は、延期や代替となる取組の設定を可能な限り検討し、所期の目標を達成する指導方法（どのように学ぶか）の工夫に努めること。

※幼稚園における行事については、「今後の『子どもの【心と体】と【学び】を支える幼稚園教育プラン』（令和3年3月12日付け札教課第1077号「新型コロナウイルス感染症対策に関連した年度末・年度初めの対応について」別添1）を参照。

4 部活動に関すること

部活動の実施に当たっては、屋内外を問わず感染症対策を徹底し、感染症対策と部活動の両立を図りながら、生徒が安心して練習や大会等へ参加する機会を確保すること。

- (1) 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であるが、生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教師や部活動指導員等が部活動の実施状況を把握すること。
- (2) 活動前後の手洗いを徹底するとともに、活動場所については、可能な限り屋外で実施することが望ましい。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、こまめな換気や消毒液の使用（消毒液の設置、児童生徒が手を触れる箇所の消毒）を徹底すること。また、長時間の利用を避け、十分な身体的距離を確保できる少人数による利用とすること。特に、屋内において多数の生徒が集まり呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は絶対に避けること。
- (3) 生徒が密集する活動や、生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動については、当面の間、密集せずに距離をとって行うことができる活動に替えるなどの工夫をするなど、実施については慎重に検討すること。
- (4) 生徒に手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底させるとともに、部室や更衣室等の利用に当たっては、短時間かつ密集を避けて利用するよう指導すること。
- (5) 生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導すること。
- (6) 生徒のけがの防止に十分留意するとともに、体力や技能、技術等に応じた無理のない活動となるよう配慮する。
- (7) 用具等については、生徒間で不必要に使い回しをしないこと。
- (8) 活動時間等については、「札幌市立学校に係る部活動の方針」に則ることとし、休養日を確実に設定し、休養の確保を徹底する。また、感染の拡大防止の観点からも、より短時間で効果的な活動の実現に積極的に取り組むとともに、活動終了後は寄り道などをせず速やかに帰宅するよう指導すること。
- (9) 運動部活動の実施に当たっては、2（1）に示す体育の授業における、医療的ケア児及び基礎疾患児についてや熱中症、マスクの着用などの留意事項を踏まえること。
- (10) 交流試合や発表会を実施する際には、以下の点に留意すること。
 - ・活動内容や移動方法について、事前に保護者に説明し、承諾を得ること。
 - ・参加生徒や引率教員及び保護者等の人数は、会場の広さや参加校数等を踏まえ、密集、密接等を避けることができるよう人数制限等を行うこと。
 - ・学校を会場とする場合には、主催者に感染症対策及び使用後の消毒の徹底について確認すること。
 - ・会場への移動において公共交通機関を利用する場合には、マスクを着用し、会話を控えるとともに、密集、密接とならないように配慮するなど、適切な感染症予防対策について指導を徹底すること。
 - ・感染症の影響により、急遽、大会等に参加できなくなる場合も想定し、事前の指導や心のケアに努めること。指導にあたっては、子どもの気持ちをしっかりと受け止めるとともに、今後の感染状況等を様々想定しながら活動計画を立てるなど、部活動への期待や意欲を損なわないよう配慮に努めること。
- (11) 泊を伴う大会やコンクール等に参加する場合には、「市立学校における集団宿泊的行事（見学旅行・宿泊研修）の実施について」（令和3年4月23日付け札教課第

110号に準じて、訪問地の感染状況や引率者の人数、緊急時の体制等について学校として慎重に検討し、万全を期すこと。

(12) 新型コロナウイルス感染症の影響により臨時休業（休校）となった場合、学校が再開するまでの期間（土曜日、日曜日、祝祭日を含む）、部活動は実施しないこと。

(13) 感染者が発生していない学校であっても、生徒や教職員の生活圏（通学圏や、発達の段階に応じた日常的な行動範囲等）におけるまん延状況、行事の日程を踏まえて、活動の一層の精選や部活動の休止等について適切に判断すること。

※以上のほか、「部活動に参加する生徒の集団における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）」を参照する。（令和2年9月9日付け札教保201号、札教課第588号、札教児第408号）

※合唱の活動を行う場合は、「合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」を参照する。（令和2年12月11日付け札教課第840号）

5 学校給食等の食事をとる場面に関すること

給食の提供等においては以下に配慮すること。

(1) 教室での対応について

ア 飛沫感染を防ぐため、児童生徒同士の間隔を手の届かない程度確保する。

イ 児童生徒は、清潔なランチョンマットを机上に用意するとともに、身支度を整え、正しい手洗いを行う。また、接触感染を防ぐため、手洗い後に顔やマスクを触らないよう気を付ける。

ウ 教職員は、盛り付け及び配食を行う児童生徒の健康状態（下痢・発熱・腹痛・嘔吐等の症状の有無）、身支度やマスクの着用を確認し、記録に努める。

※別添記録用紙「給食当番（教職員を含む）健康観察票（参考例）」

また、盛り付けの際は、複数の児童生徒が tong やお玉等を触らないよう気を付ける。

エ 後片付けは、まとめず各自が行い、多くの人が並ばないようにする。また、片付けの後には手洗いを行う。

オ 児童生徒は、必要以外に席を立て歩かないようにする。

カ 食えるときは全員が同一方向を向き、大声での会話を控え、食後は速やかにマスクを着用する。

(2) 調理・配膳等について

ア 「札幌市学校給食衛生管理マニュアル」等に基づき、学校給食における衛生管理を徹底するとともに、各種帳票等の記録及び保管を遺漏なく行う。

イ アの各種帳票のうち、「日常点検表」の学校給食従事者個人別健康状態記録は、せき等がある場合は備考欄に記載する。体調に変化があった場合は、作業中であっても衛生管理責任者に申し出ることを徹底する。

ウ 学校給食従事者（配膳員を含む）が休憩する際は、3密にならない対策（換気、休憩時間に時差をつける、食事の際の他者との間隔の保持、マスクを外した会話をしない等）について配慮する。

エ 配膳員は、配下膳の際に児童生徒と直接接しないようにする。

(3) 幼稚園における食事について

幼稚園における食事においては、幼児期の特性を踏まえ、以下に配慮すること。

①保育室等での対応について

教 健 体 第 7 0 号
令和 4 年(2022年) 4 月15日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長(札幌市を除く。)
(各 市 町 村 立 学 校 長)

北海道教育庁学校教育局長 堀 本 厚
北海道教育庁教職員局長 伊 賀 治 康

学校における新型コロナウイルス感染症対策について（通知）

各学校及び各市町村教育委員会におかれては、新型コロナウイルスの感染症対策に御尽力をいただき、心から感謝申し上げます。

さて、道内の新規感染者数は、高止まりの傾向にあり、引き続き、学校における感染拡大のリスクを可能な限り低減した上で、学校の教育活動を継続し、子ども一人一人の学びを保障していく必要があります。

この度、道が決定した「年度末、年度始めにおける感染再拡大防止対策」が終了することから、別紙「学校における新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた教育活動等について」を改訂しましたので通知します。

ついては、各道立学校及び市町村教育委員会においては、地域の感染状況等を的確に把握しながら、感染症対策の実効性の確保を図るとともに、各教育局においては、全道の感染状況や他校での感染予防の好事例等の提供により、各学校及び市町村教育委員会の取組を積極的に支援願います。

また、全ての学校において、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」を改めて確認の上、感染症対策に徹底して取り組むとともに、次の点に特に留意し、適切な対応をお願いします。

記

- 1 昨年度、部活動において感染が拡大した事例が多数報告されたことから、各競技団体等のガイドラインはもとより、衛生管理マニュアルに基づき、特に移動や更衣等の競技以外の場面も含めて感染症対策を徹底すること。また、当番校等による大会運営に当たっては、別添の「大会における感染症対策確認票」を活用すること。
- 2 臨時休業の取扱いについては、「学校における新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた臨時休業等の取扱いについて」（令和 4 年(2022年) 3 月25日付け教健体第2312号通知）に基づき、適切に対応すること。
- 3 いじめや差別、偏見等の防止については、感染症に関する適切な知識を基に発達段階に応じた指導を行うなど、感染者等に対するいじめや差別、偏見等につながる行為が生じないように十分に指導すること。
- 4 「新学期における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」（令和 4 年(2022年) 4 月 6 日付け教健体第23号通知）の別添「保護者の皆様へ（2022. 4. 6Ver. 12）」を P T A の役員会や総会等で配布するなどして、家庭と連携した感染症対策の徹底を図ること。

〔 健 康 ・ 体 育 課
高 校 教 育 課
義 務 教 育 課
特 別 支 援 教 育 課
生 徒 指 導 ・ 学 校 安 全 課
福 利 課 〕

学校における新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた教育活動等について
(2022. 4. 18改訂)

令和4年4月15日
北海道教育庁

1 学校運営に係る重点配慮

(1) 学校保健委員会の開催

校長は、学校保健委員会を開催し、学校医や学校薬剤師等と連携強化を図り、改めて「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」(以下「衛生管理マニュアル」という。)に基づき取組を徹底すること。その際、特に次の事項を徹底すること。

ア 効果的な体温・体調管理ツールを活用した健康観察及び手洗い・マスクの着用など、基本的な感染症対策を徹底すること。

イ 児童生徒や教職員に発熱や咳等の症状がある場合は、症状がなくなるまで自宅で休養すること(同居の家族に未診断の発熱等の症状が見られる場合も同様)。また、必要に応じて受診を勧め、受診状況や検査状況を保護者から聞き取り、状況に応じた対応をすること。なお、自宅で休養する場合、欠席扱いとならないことやオンライン等による学びの保障の取組について、当該児童生徒及び保護者に丁寧に説明すること。

ウ 換気の徹底や身体的距離の確保など、集団感染のリスクへの対応を徹底すること。

エ 各教科等、給食等の食事をする場面、休み時間、登下校等における具体的な感染症対策を徹底すること。

オ 児童生徒が感染症等について正しく理解し、学校内外を問わず、適切な行動をとることができるよう指導を行うこと。

(ア) 感染症を予防するには、身体全体の抵抗力を高めるため、適度な運動、バランスの取れた食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活を続けることが有効であること。

(イ) マスクについては、その着用方法によって飛沫の捕集効果に違いが生じることから、正しい方法で着用することが重要であること。また、一般的なマスクでは、不織布マスクが最も高い効果を持ち、次に布マスク、その次にウレタンマスクの順に効果があるとされていることを踏まえ、マスクの素材によって効果が異なることに留意するとともに、布マスクは1日1回洗濯をすることを保護者に適宜情報提供すること(不織布マスクを推奨)。

(ウ) 給食を含む食事の前後の手洗いを徹底するとともに、席の配置の工夫、食事の際は飛沫を飛ばさないよう会話を控える、食事後の歓談時にはマスクを着用するなどの対応が必要であること。

なお、給食後等に、学校で歯磨きや洗口を行う場合は、児童生徒等がお互いに距離を確保し、間隔を空けて換気の良い環境で行うよう指導するなど、感染のリスクに配慮することが大切である。

(エ) 感染者、濃厚接触者等とその家族に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないこと。また、ワクチン接種については、身体的な理由や様々な理由によって接種することができない人や接種を望まない人もいることに十分留意すること。

【参考】

・「感染症対策強化」のポイント



- ・マスク着用に関する啓発ビデオ（つけ方）

https://www.youtube.com/watch?v=26MDHomQU#Y&feature=emb_logo



- ・動画「北海道の冬季の寒さに配慮した学校の換気方法」

<https://www.youtube.com/watch?v=dbjLWFb1C7w>



- ・新型コロナウイルス感染症対策としての学校給食等の対応について

<http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ktk/corona020526kyusyokutaiou2.pdf>



- ・新型コロナウイルス“差別・偏見をなくそう”プロジェクト

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00122.html#project



(2) 部活動の指導体制の強化

校長は、部活動顧問会議等（「北海道の部活動の在り方に関する方針」4ページ参照）を開催し、次の対策を徹底すること。

ア 健康観察を徹底するとともに、発熱や咳等の症状がある場合は、部活動を休み、症状がなくなるまで自宅等で休養すること（同居の家族に未診断の発熱等の症状が見られる場合も同様）。

イ 部活動前後には、常時マスクを正しく着用し、手指消毒又は手洗いを徹底すること。

ウ 部活動前後の会食等は控え、活動終了後速やかに帰宅するよう指導すること。

エ 部活動中においては、活動に支障がない限りマスクを着用すること。

オ 更衣室はできる限り換気に努め、マスクを着用し、会話を控えること。

カ 水分補給用のボトルやタオルなどを共有しないこと。

キ 卒業生等が部活動を訪問した際には、検温等により健康状態等を確認するとともに、卒業生等に対してマスクの着用等を依頼すること。

(3) ICTを活用した学びの保障

臨時休業や出席停止等により、やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対しては、平常時におけるICT活用ルール等にとらわれることなく、家庭環境やセキュリティに留意しながらも、クラウドサービス等を活用した双方向のコミュニケーションにより、健康観察をはじめ、学習課題や授業動画等の配信、オンライン学習を実施すること。特に、小・中学校及び特別支援学校小中学部においては、児童生徒に1人1台端末が整備されたことを踏まえ、端末の持ち帰りを積極的に行うなど、配付された端末を最大限活用すること。

なお、休日に臨時休業等を決定した場合においても、端末を活用した学習等を実施することができるよう、例えば、毎週金曜日には児童生徒に端末を持ち帰らせたり、決定の翌日に感染対策を講じた上で、保護者や児童生徒に端末を配付したりするなど、あらかじめ準備しておくとともに、保護者とも共通理解を図っておくこと。

また、通信環境が整っておらず、自宅においてオンライン学習が実施できないなどの児童生徒に対しては、感染症対策を徹底した上で、学校等においてオンライン学習を行うなど、代替の対応を講じること。

教育局は各学校におけるオンライン学習実施の準備状況を把握し、未整備の学校に対しては、早急に準備を完了するよう必要な助言等を行うこと。

2 学校における留意事項

【期間：4月18日(月)～当面の間】

(1) 登下校・日課・授業

ア 衛生管理マニュアルに基づき、感染症対策を徹底し、集団で行う活動など感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動は、実施を慎重に検討すること（「衛生管理マニュアル」50～52ページ参照）。

イ 感染者が1人でも発生した場合は、「学校における新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた臨時休業の取扱いについて」（令和4年(2022年)3月25日付け教健体第2312号通知）に基づき、可能な限り接触者のリストアップを行い、リストアップできた場合は、個別の出席停止の対応をすることにより、学級内での感染拡大の防止を図り、学級閉鎖を行わないなど、学びの保障に努めること。

(2) 寄宿舎

「新型コロナウイルス感染症の対策に係る寄宿舎の対応について」（令和2年(2020年)2月26日付け事務連絡）等を踏まえて、共有スペースや空き舎室の活用、食堂等の利用人数の制限、食事の時間をずらすなどして、3つの密が重なりやすくなる場面のリスクを避ける取組を徹底すること。また、寄宿舎利用中に発熱等の症状が出た場合の対応について改めて確認すること（「衛生管理マニュアル」78～81ページ参照）。

(3) 換気の徹底

寒冷な時季においても、サーキュレーターやCO₂モニター等の活用をはじめ、学校薬剤師等と連携して適切に換気を実施すること（「衛生管理マニュアル」33～37ページ参照）。

(4) 健康・行動チェック

日常生活をはじめ、修学旅行、部活動の大会等の事前・事後などの各場面において、児童生徒一人一人がICTを活用した入力フォーム「『さあチェック（SA-Check（セーフティ&アクションチェック））』の活用について」（令和3年(2021年)10月13日付け教健体第718号通知）等による健康・行動チェックを確実にし、教職員間で情報共有すること。

(5) 学校行事

ア 衛生管理マニュアルに基づき、感染症対策を徹底すること。

イ 密集する運動や近距離で一斉に大きな声を出す活動など感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い活動は、実施を慎重に検討すること（「衛生管理マニュアル」50～53ページ参照）。

(6) 修学旅行、宿泊研修等泊を伴う活動

ア 実施に当たっては、保護者の意向も十分踏まえること。

イ 衛生管理マニュアルに基づき、感染症対策を徹底すること。

ウ 旅行先の受入れの可否を確認した上で、「修学旅行中における児童生徒の健康観察等について」（令和3年(2021年)4月28日付け教義第132号通知）、「修学旅行等の実施について」（令和3年(2021年)10月11日付け教義第683号通知）及び「令和4年度における修学旅行等について」（令和4年(2022年)4月14日付け教高第125号通知）を踏まえて実施すること。

エ 感染リスクの高い活動は、実施を慎重に検討すること（「衛生管理マニュアル」50～53ページ参照）。

(7) 部活動(合宿等泊を伴う活動を含む。)

ア 活動（時間、人数、場所、内容）を厳選して、感染症対策を徹底の上、実施し、これによりがたい場合は休止すること（「衛生管理マニュアル」53～56ページ参照）。

イ 密集する活動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動、大きな発声や激しい呼気を伴う活動など感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い活動は、実施を慎重に検討すること（「衛生管理マニュアル」54ページ参照）。

ウ 健康状態の多重チェックを日常的に行うとともに、感染症対策の全校指導体制を

確立すること。

エ 各競技団体のガイドラインに基づかない対外試合、他校との練習試合や合宿等は行わないこと。なお、各競技団体のガイドラインに基づき実施する際は、衛生管理マニュアル等を踏まえ、移動や更衣等の競技以外の場面も含めて感染症対策の徹底を図ること。

オ 合宿等泊を伴う活動は、上記「(6) 修学旅行、宿泊研修等泊を伴う活動」を参考にすることとし、宿泊部屋の人数については、できる限り削減すること。なお、道が実施する教育旅行支援事業支援金は対象外であること。

カ 部活動前後での集団での飲食や部室等の共有エリアの一斉利用を控えるなど、部活動に付随する場面での対策の徹底を図ること。

キ 大会への参加は校長判断のもと行い、主催者等の感染症対策を厳守すること。

ク 上記のほか、特別の事情がある場合は、所管の教育局又は市町村教育委員会に相談すること。

(8) P C R 等検査

児童生徒等が感染不安で P C R 等検査の受検を希望する場合については、「長期休業明けの学校における新型コロナウイルス感染症対策について」(令和 4 年(2022 年) 1 月 12 日付け教健体第 1045 号通知) で通知しているが、道では周囲に感染者が確認されたが、濃厚接触者から外れたりした行動歴等があるなど不安な場合は、受検するよう要請していることから、改めて、道の「P C R 等検査無料化事業(一般検査事業)」を活用して無料で受検することを児童生徒及び保護者に周知すること。なお、道では道外・オミクロン株感染拡大地域に行っていた行動歴等があるなど不安な場合も受検するよう要請していること、また、道外等へ行く前であっても、日常生活において感染不安がある場合も受検可能であることから、次の①～⑤の場合で、児童生徒等が受検を希望する場合は、受検しやすい環境づくりに配慮すること。

①部活動の全道・全国の大会・コンクールに出場する場合

②集団宿泊的行事(修学旅行等)に参加する場合(管外への旅行の場合)

③医療機関、介護施設等の学校外で実習を行う場合

④就職試験、入学試験等の進路決定に関わる試験等を受ける場合(管外で受験等の場合)

⑤上記①～④のほか受入先や主催者等から P C R 等検査の受検を求められている場合

3 部活動における大会等への参加(全道大会及び全国大会等への参加をいう。)

(1) 大会等参加への基本的な考え方

大会等主催者が、道教委からの要請(令和 3 年(2021 年)10 月 11 日付け教健体第 711 号)及び各競技団体等が作成している感染症対策ガイドラインに基づき運営している大会等は参加が可能であること。

(2) 大会等参加前

ア 大会等については、校長は大会等に参加する日から起算して 5～7 日前に学校保健委員会を開催し、大会等参加に当たっての感染症対策を協議するとともに、生徒が毎日報告している直近 1 週間分の健康観察(体温・体調、行動等入力フォーム等)の内容を確認し、必要に応じて学校医にも相談した上で、健康面で不安のある生徒及びその家族に対し、道の「P C R 等検査無料化事業(一般検査事業)」を活用して無料で受検することを促すなどの対策を行うこと(引率者についても、同様の対応を行うこと)。また、新型コロナウイルス感染症が学校の所在する地域でまん延する状況にある場合や、学校保健委員会開催日から起算して 1 週間以内に校内で生徒や教職員等の感染事例がある場合は、特に感染症対策の徹底を図ること。

なお、道立学校においては、当該健康観察(体温・体調、行動等入力フォーム等)を大会等参加の 2 日前に所管の教育局へ提出し、情報を共有すること。市町村立学校においては、当該市町村教育委員会に提出するなど情報共有を図る体制づくりに

努めること。

イ 新型コロナウイルス感染症に係る出席停止中の生徒及び同感染症により職務専念義務を免除されている教職員は参加させないこと。

ウ 参加者は、主催者が作成した健康観察カード等に、体温、体調等を正確に記録するとともに、毎日、部活動の顧問等が確認すること。

エ 参加者は、発熱や咳等の症状がある場合は、症状がなくなるまで自宅で休養する（同居の家族に未診断の発熱等の症状が見られる場合も同様）とともに、単なる風邪と判断することなく、必ず医療機関や保健所等に相談すること。

オ 全道大会など、他の管内に移動する場合は、極力人流を減らす観点から、参加者を厳選すること。

カ 大会等参加に当たっては、保護者に主催者や部活動の感染症対策を確認した上で、承諾を得るとともに、家庭での感染症対策の徹底を依頼すること。

キ 開催地に移動する場合は、常にマスクを着用し、会話を控えることはもとより、バス等の車両で移動する際は、車両の換気に加え、定期的に休憩を取り、車外に出るなどの対策を行うこと。

ク 大会1週間前から、社会人や卒業生との合同練習等、外部との接触の機会については、地域のまん延状況を考慮して判断すること。

(3) 大会等期間中

ア 毎日、引率者等が参加者の体温、体調等を確認するとともに、発熱や咳等の症状がある場合は、単なる風邪と判断することなく、必ず医療機関や保健所等に相談すること。

イ 大会等の期間は、主催者の新型コロナウイルス感染症対策に係る留意事項や指示を遵守すること。

ウ 支障のない限りマスクを着用すること。

エ 食事の際は、黙食を徹底し、会話をするときは必ずマスクを着用すること。

オ 更衣室では、会話を控え、人数や時間を制限するなど密を回避すること。

カ 会場に入る前は、主催者による検温、手指消毒等を徹底すること。

キ 宿泊する場合は、できる限り部屋の人数を削減し、マスクの着用など感染症対策の徹底を図ること。また、宿泊施設によるガイドライン等に従うとともに、会場への移動以外、外出は控えること。

ク 試合の場面以外では、マスクを着用し、他校の生徒との接触を控えること。

ケ 競技中のベンチ等では、大声での指示出しや応援をせず、座って静かにすること。

コ 保護者等の試合観戦については、主催者の指示等を遵守するよう予め伝えておくこと。

(4) 大会等終了後

ア 開催地の感染状況を踏まえ、生徒は3日間程度休養したり、道の「PCR等検査無料化事業（一般検査事業）」や民間検査機関等のPCR検査等を活用したりするなど、感染拡大防止に努めること。

引率者等の教職員は、帰着後3日間程度、可能な限り生徒や他の教職員等との接触を減らすなど、感染症対策に万全を期すこと。なお、道立学校においては、この間において、校長が校務の運営に支障がないと認める場合には、「新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業期間等における道立学校職員の在宅勤務実施要領」第2条第8号に定める「教育長が特に必要と認める職員」として在宅勤務の対象とするものとし、その承認に当たっては、教職員課への協議を不要とすること。また、市町村立学校においては、道立学校の例を参考に適切に対応すること。

校長は、大会等終了直後から1週間分の生徒の健康観察の内容を毎日確認し、必要に応じて学校保健委員会を開催し、学校医にも相談した上で、健康面で不安のある生徒及びその家族に対し、道の「PCR等検査無料化事業（一般検査事業）」を活用して無料で検査することを促すなどの対策を行うこと（引率者についても、同

様の対応を行うこと。)

イ 参加者は、発熱の有無にかかわらず風邪症状がある場合は、症状がなくなるまで自宅で休養するとともに、単なる風邪と判断することなく、必ず医療機関や保健所等に相談すること。

4 臨時休業等の取扱い

衛生管理マニュアルに基づくとともに、児童生徒等が濃厚接触者となりPCR検査等を受検することとなった場合は、直ちに保護者等から連絡を受ける体制を整え、児童生徒と同居家族の感染状況を速やかに把握し、休業等の措置の準備をすること。受検者が陽性となった場合は可能な限りリストアップを行い、リストアップできた場合は、個別の出席停止の対応をとることにより、学級内での感染拡大の防止を図り、学級閉鎖を行わないなど、学びの保障に努めること。ただし、同時に多数の感染者が発生し、学校が感染拡大の場となる可能性がある状況においては、地域の実情に応じ、保健所等と連携を図るとともに、迅速に幅広の臨時休業の措置を取るなど、集団感染の発生防止に努めること。また、教職員の感染により、日課どおり授業が実施できないなど、教育活動に支障が生じることも考えられることから、状況に応じて、臨時休業や授業時間の短縮等適切に判断すること。なお、休業等の期間の長短にかかわらず、オンライン学習等により学びを保障するとともに、保護者が家庭で児童生徒の監護ができない場合や児童生徒の留守番が困難な場合等は、可能な範囲で学校等に居場所を確保するよう努めること。

また、児童生徒や同居家族の感染状況の把握に当たっては、十分家庭等と連携を図ること。

なお、このことについては、「「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」の周知について」（令和4年(2022年)2月1日付け教健体第1126号通知）、「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインのオミクロン株に対応した運用に当たっての留意事項について」

（令和4年(2022年)2月2日付け教健体第1132号通知）及び「学校における新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた臨時休業等の取扱いについて」（令和4年(2022年)3月25日付け教健体第2312号通知）を踏まえ、適切に対応すること。

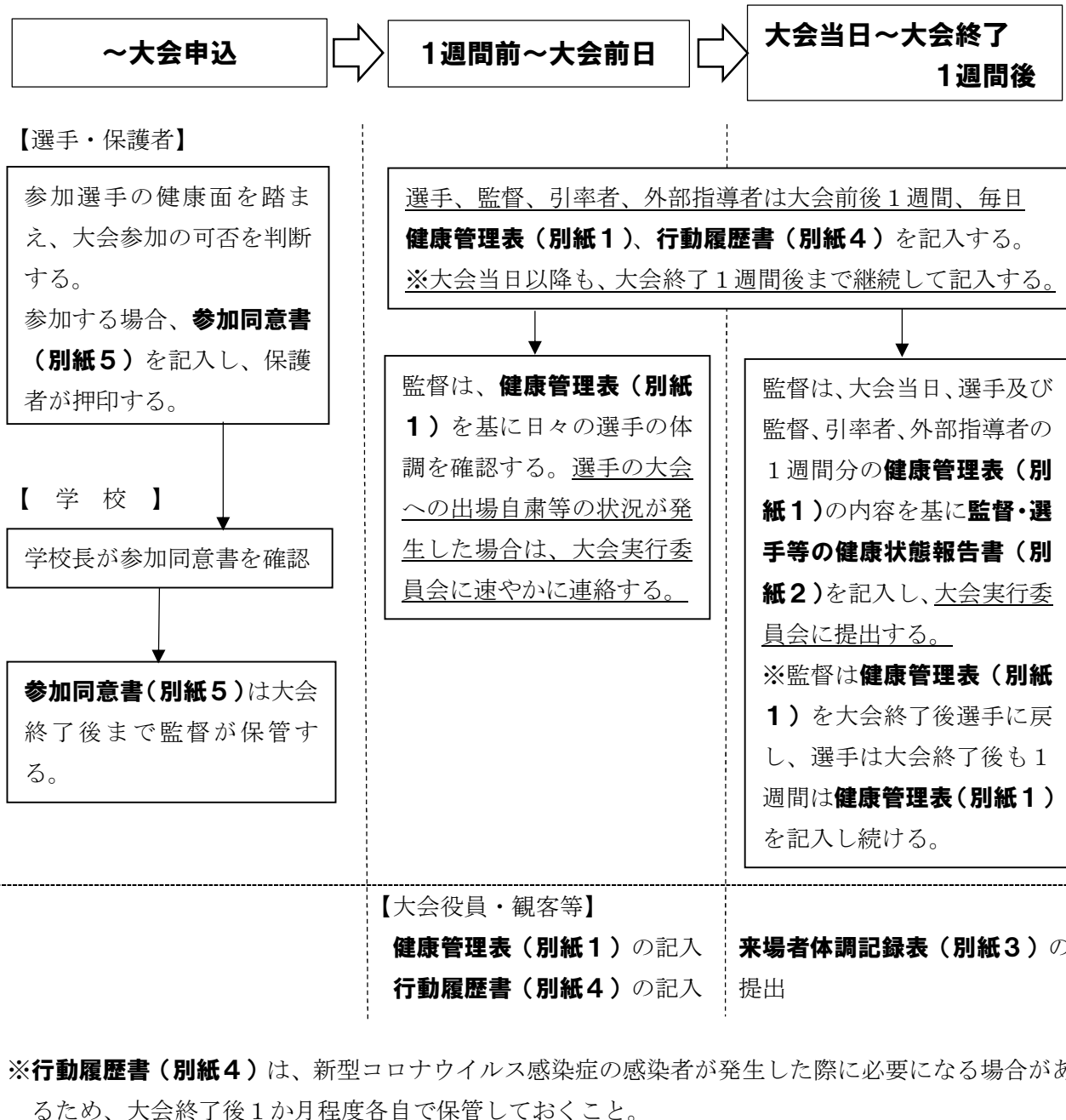
5 学校での感染拡大時の対応

学校において集団感染が発生した場合は、「学校における新型コロナウイルス感染症対策について」（令和4年(2022年)1月21日付け教健体第1094号通知）の別添「学校における集団感染発生時の基本的対応」により対応するとともに、加えて、道立学校においては、「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和4年(2022年)3月30日付け教福第2822号通知）により対応すること。

また、教職員に感染が広がり学校運営に支障が生じる場合に備え、学びの継続の観点から、教職員全員に感染が広がり臨時休業する場合や、半数程度の教職員に感染が広がった場合、一部の教職員に感染が広がった場合など、様々な場面を想定し、予め校内体制や教育課程、オンライン学習などをシミュレーションし、業務継続計画（BCP）に基づき、不測の事態に備えること。この点に関して、予め、学校の事業継続に著しい支障を来す場合に備えて、「学校教育活動継続支援事業」等を活用し、事前に検査キットを購入するなどして、教職員が速やかに検査を受けられる体制を整備すること。

感染症対策を踏まえた全道大会への参加までの流れ

北海道中学校体育大会参加までの流れ(フロー図)



北海道中学校体育大会参加に関する別紙一覧

- 【別紙 1】健康管理表
- 【別紙 2】選手・監督等の健康状態報告書
- 【別紙 3】来場者体調記録表
- 【別紙 4】行動履歴書
- 【別紙 5】参加同意書の提出について

感染症対策を踏まえた全道大会への参加までの流れ

	監督	選手・保護者	大会役員・観客等
大会申込時	・【別紙1】健康管理表、【別紙4】行動履歴書、【別紙5】参加同意書の提出についての3枚を選手に配布する。 ・各選手から提出された参加同意書(別紙5)の内容を学校長に確認していただき、大会終了後まで監督が保管する。	・参加選手の健康面を踏まえ、大会参加の可否を判断する。 ・大会に参加する場合、参加同意書(別紙5)を記入し、保護者が押印したものを監督に提出する。	
1週間前～大会前日	・健康管理表(別紙1)、行動履歴書(別紙4)を毎日記入する。 ・選手から提出された健康管理表(別紙1)を基に日々の選手の体調を確認する。 ・選手の大会への出場自粛等の状況が発生した場合は、大会実行委員会に速やかに連絡する。	・健康管理表(別紙1)、行動履歴書(別紙4)を毎日記入する。 ・記入した健康管理表(別紙1)を毎日監督に提出する。	・健康管理表(別紙1)、行動履歴書(別紙4)を毎日記入する。
大会当日	・健康管理表(別紙1)、行動履歴書(別紙4)を忘れずに持参し、大会期間中も毎日記入する。 ・選手及び監督、引率者、外部指導者の1週間分の健康管理表(別紙1)の内容を基に監督・選手等の健康状態報告書(別紙2)を大会期間中毎日記入し、1日ごとに大会実行委員会に提出する。 ・選手から提出された健康管理表(別紙1)は、内容を確認後、選手に戻す。	・健康管理表(別紙1)、行動履歴書(別紙4)を忘れずに持参し、大会期間中も毎日記入する。 ・記入した健康管理表(別紙1)を毎日監督に提出する。	・健康管理表(別紙1)、行動履歴書(別紙4)を忘れずに持参し、大会期間中も毎日記入する。 ・来場者体調記録表(別紙3)を大会期間中、毎日記入し、1日ごとに大会実行委員会に提出する。
大会終了後1週間後	・健康管理表(別紙1)、行動履歴書(別紙4)を毎日記入する。 ・選手から提出された健康管理表(別紙1)を基に日々の選手の体調を確認する。 ・大会終了後1週間以内に選手及び監督、引率者、外部指導者が新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合は、大会実行委員会に速やかに連絡する。 ・行動履歴書(別紙4)は、大会終了後1か月程度各自で保管するよう選手に指導する。	・健康管理表(別紙1)、行動履歴書(別紙4)を毎日記入する。 ・記入した健康管理表(別紙1)を毎日監督に提出する。 ※行動履歴書(別紙4)は、大会終了後1か月程度各自で保管する。	・健康管理表(別紙1)、行動履歴書(別紙4)を毎日記入する。 ・大会終了後1週間以内に新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合は、大会実行委員会に速やかに連絡する。 ※行動履歴書(別紙4)は、大会終了後1か月程度各自で保管する。

氏名

本人の平熱 _____ °C

- ①健康管理表にその日の体温や各種症状の有無を大会1週間前から大会が終了した1週間後まで毎日記入してください。
- ②健康管理表に記入した内容を毎日保護者に確認してもらい、確認印がサインをもらってください。
- ③記入した健康管理表を毎日、部の監督の先生に提出してください。
- ④自分自身や同家族の方の体温が高かったり、各種症状の「有」に○が付いていたりする場合は、部の監督の先生に状況を伝えてください。

[illegible][illegible]

・選手、監督、引率者、外部指導者、大会役員、観客等、大会に参加する皆さんは全員、大会1週間前から大会が終了した1週間後まで、その日の体温や各種症状の有無を毎日記入してください。

- ・同居家族に風邪症状や全身のだるさ、息苦しさ、味覚や嗅覚の異常等の体調不良の方がいた場合は、大会に参加できないこともありますので、この健康管理表の「同居家族の状況（症状）」の欄も必ず記入してください。
- ・選手の皆さんは、大会当日にこの健康記録表を必ず会場に持参し、監督の先生に提出してください。
（監督の先生は、健康管理表の内容を確認して「選手・監督等の健康状態報告書（別紙2）」を作成し、大会実行委員会に提出してください。）

北海道中学校（競技名）大会 監督・選手等の健康状態報告書

1 大会 1 週間前から前日までの健康状態について

- A ☐ 本大会に参加する監督、引率者、外部指導者、選手全員や大会参加者の同居家族に以下の症状がなかったことを報告します。
- ①平熱を超える発熱（概ね 37.5℃以上）
②咳やのどの痛みなどの風邪症状 ③全身のだるさ、息苦しさ
④味覚や嗅覚の異常 ⑤同居家族の①～④の症状

- B ☐ 本大会に参加する監督、引率者、外部指導者、選手に体調不良の者がいたので、以下のとおり報告します。

※体調不良者の氏名と状況をお書きください。

2 本日の健康状態について

- A ☐ 本大会に参加する監督、引率者、外部指導者、選手全員に以下の症状がないことを報告します。
- ①平熱を超える発熱（概ね 37.5℃以上）
②咳やのどの痛みなどの風邪症状 ③全身のだるさ、息苦しさ
④味覚や嗅覚の異常 ⑤同居家族の①～④の症状

- B ☐ 本大会に参加する監督、引率者、外部指導者、選手に体調不良の者がいるので、以下のとおり報告します。

※体調不良者の氏名と状況をお書きください。

令和 年 月 日

学校名 _____ 監督名 _____

※A、Bいずれかの□にチェックマークを記入してください。

※この報告書は、大会期間中、1日ごとに大会実行委員会に提出してください。

※大会当日に監督、引率者、外部指導者、選手本人や大会参加者の同居家族に発熱や風邪症状、全身のだるさ、息苦しさ、味覚や嗅覚の異常等の体調不良がある場合は、大会の参加を見合わせるとともに、大会実行委員会に詳細を報告してください。

※本大会では、出場校の負担軽減のため、この書式を用いますが、全国中学校体育大会では、報告の書式が異なっておりますので留意ください。

北海道中学校（競技名）大会 来場者体調記録表

所属（ ） 氏名（ ）

1 記入事項

※個人情報取得については、大会終了後に参加者から新型コロナウイルス感染の報告を受けた場合に必要となる感染拡大予防対策措置のためであり、その目的の達成に必要な範囲内で使用します。なお、この記録表は大会実行委員会で1か月程度保管し、その後は破棄します。

(1) 日にち 令和（ ）年（ ）月（ ）日

(2) 連絡先等

氏名（ ） 年齢（ ）歳

住所（ ）

電話番号（ ）

(3) 本日の体温（ ）℃

(4) 大会1週間前から本日までの以下の事項の有無

(いずれかに○を記入してください。)

- | | |
|----------------------|-------|
| ①平熱を超える発熱（概ね37.5℃以上） | 有 ・ 無 |
| ②せき、のどの痛みなどの風邪の症状 | 有 ・ 無 |
| ③だるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難） | 有 ・ 無 |
| ④嗅覚や味覚の異常 | 有 ・ 無 |
| ⑤体が重く感じる、疲れやすい等 | 有 ・ 無 |

2 確認事項

(1) 以下の事項に該当する場合は、自主的に御参加を見合わせてください。

- ①体調が良くない（例．発熱や風邪症状、全身のだるさ、息苦しさ、味覚や嗅覚の異常等の症状がある場合）
- ②新型コロナウイルス感染症と診断された方との濃厚接触がある。
- ③同居家族や身近な知人に新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる方がいる。
- ④御本人又は同居家族がPCR検査等を受けることになった場合。
- ⑤御本人又は同居家族が海外から帰国又は再入国し、当該帰国者が検疫所から自宅待機を求められている場合。

(2) 大会期間中は、食事中等を除いて基本的にマスクを着用し、咳エチケットを守ってください。

(3) 大会期間中は、こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施してください。

(4) 大会参加者や主催者スタッフ等との距離をできるだけ2メートル以上確保するように努めてください。

(5) 大会開催中は大きな声での会話、応援等はしないでください。

(6) 大会終了後1週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、必ず大会実行委員会に報告してください。

(7) 大会関係者は健康管理表（別紙1）と行動履歴書（別紙4）を大会前後1週間、毎日記録してください。また、新型コロナウイルス感染症の感染者発覚の際は、濃厚接触者の特定のために必要となる場合がありますので、大会終了後も1か月程度保管してください。

北海道中学校(競技名)大会 行動履歴書

氏名

<大会1週間前～大会期間中>

[illegible]

※新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合、感染者の行動歴を明らかにしなければならぬことが考えられます。

※大会参加者は全員、大会前後1週間の行動歴をこの用紙に記入してください。

※この用紙は、大会終了後1か月程度、各自で保管しておいてください。

<大会終了後>

月	日	曜日	行先	滞在時間	接触者
		記入例	〇〇中学校 〇〇塾	8：20～16：00 19：00～21：00	〇〇先生、生徒 3 名 〇〇先生、塾生 5 名

※新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合、感染者の行動歴を明らかにしなければならぬことが考えられます。

※大会参加者は全員、大会前後1週間の行動歴をこの用紙に記入してください。

※この用紙は、大会終了後1か月程度、各自で保管しておいてください。

令和4年度北海道中学校体育大会 参加同意書の提出について

平素より、本連盟の活動に御理解、御協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、標記大会については、大会要項にあるとおり感染症対策を徹底した上で開催する予定ですが、昨今の感染拡大の状況を受け、様々な場合を想定しながら安全に実施できるよう周到に準備を進めております。

つきましては、下記の参加に際しての留意事項を御確認いただき、参加同意書に御記入・御捺印の上、所属学校への御提出をお願いいたします。

なお、御不明な点につきましては大会実行委員会(〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)まで御連絡ください。

記

1 参加に際しての留意事項

- (1) 大会前後1週間の本人及び同居家族の健康状況を記録した健康管理表(別紙1)の提出をお願いします。
- (2) 学校側でも指導しますが、御家庭においても感染予防への御指導と御協力をお願いします。(大会中の手洗い、咳エチケット、マスク着用、持ち物の準備等)
- (3) 大会前に少しでも本人の体調に不安がある場合や家族に体調不良がある場合は、大会参加を見合わせていただきます。
- (4) 出発時を含め、大会開催期間中に発熱等の症状が確認された場合は、原則、保護者の方に引き取りに来ていただきます。
- (5) 万が一、大会関係者に新型コロナウイルス感染症の感染(またはその疑い)が確認された場合、保健所・医療機関・主催者等の指示に従い、発熱等の症状が見られない生徒も大会参加を中止し、保護者の方に引き取りに来ていただくことがあります。
- (6) 上記(3)(4)(5)の対応に伴い発生する費用(大会参加中止に係り発生するキャンセル料、傷病等治療費、本人及び保護者の送迎のための交通費や滞在のための宿泊費等)につきましては、保護者の方に御負担いただきます。緊急時に備えた旅行保険等への加入については、各学校において対応願います。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 切り取り ・・・・・・・・・・・・・・・・

令和4年度北海道中学校体育大会 参加同意書

令和 年 月 日

所 属 中 学 校 長 様
北海道中学校体育連盟会長 様

上記の参加に際しての留意事項を了承の上、令和4年度北海道中学校体育大会への参加に同意します。

競技名	生徒氏名
学校名 中学校	保護者名 印

令和 4 年(2022 年) 5 月 6 日
北海道中学校体育連盟事務局

令和 4 年度北海道中学校体育大会の開催可否の判断について

大会を全競技一律に中止にするのではなく、大会開催地における新型コロナウイルス感染症の感染拡大に関する状況を的確に把握し、令和 3 年 10 月 11 日に北海道教育委員会から発出された文書「大会主催者への要請（改訂）」に基づいて、競技毎に開催可否について検討することとする。

- 1 大会開催の 3 週間前までに新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、以下の状況となった場合は、北海道中学校体育連盟、北海道関係競技団体、北海道教育委員会、開催地中学校体育連盟、開催地実行委員会で協議後に、臨時に常任理事会を開催し、大会の開催可否について競技毎に検討し、決定する。
 - ①国から北海道に対して新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令された場合
 - ②北海道や大会開催地である自治体（市町村）独自の緊急事態宣言等の発令またはイベント開催の自粛要請がされた場合
 - ③北海道や大会開催地である自治体（市町村）内の医療機関の新型コロナウイルス感染症患者の受入れが対応不可となった場合
 - ④各地区・各管内大会の開催が困難な場合（当該大会の 2 / 3 程度が実施に影響を生じたとき）
 - ⑤大会に参加している者及び大会運営に関わる者に新型コロナウイルス感染症の感染者が発生し、大会運営に支障をきたす、またはその可能性が想定される場合。
 - ⑥その他新型コロナウイルス感染症に起因する事象により大会の開催が困難と想定される場合
- 2 大会開催の 3 週間前から大会直前、または、大会会期中に新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、1 の①～⑥のような大会の開催が難しい状況となった場合は、北海道中学校体育連盟、北海道関係競技団体、北海道教育委員会、開催地中学校体育連盟、開催地実行委員会で協議後に、臨時に副会長会を開催し、大会の開催可否について検討し、決定する。

令和 4 年（2022 年） 5 月 6 日
北海道中学校体育連盟事務局

令和 4 年度北海道中学校体育大会における新型コロナウイルス感染症対策について

- 1 出場停止や大会前、大会当日の参加に関する基本的な考え方について
 - ・「令和 4 年度北海道中学校体育大会 新型コロナウイルス感染症対策に関する資料集」を参照。
- 2 観客の入場について

（※観客…大会の応援や観戦のために会場に来られた方々。選手、監督、引率責任者、外部指導者、大会実行委員会役員、関係競技団体役員、教育局や市町村教育委員会等関係の方、大会運営に御協力いただいている企業関係の方を除く。）

 - （1）令和 3 年 10 月 11 日に北海道教育委員会から発出された文書「大会主催者への要請（改訂）」に基づき、会場の収容人数や競技の特性等を考慮した上で、大会実行委員会と専門委員会が協議して観客の入場に関する案を作成する。

（例．選手 1 名につき、家族 1 人の観戦を認める。1 チームにつき、5 名までの保護者の入場を認めるなど）
 - （2）大会実行委員会と専門委員会で作成した観客の入場に関する案を主催団体や主管団体、開催地の保健所に提出し、承諾を得る。
 - （3）観客の入場について、開催要項に明記するとともに、ホームページにも掲載し、周知を図る。
 - （4）新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況によっては、観客の入場人数を減らすことや無観客にすることも考えられるため、そのような場合に備えて大会実行委員会でも対応の仕方を事前に検討する。
 - （5）観戦する観客は、別紙 1「北海道中学校体育大会 健康管理表」と別紙 4「北海道中学校体育大会 行動履歴書」を用いて大会前後 2 週間の体調と行動履歴の記録を所定の用紙に毎日記入する。また、会場への入場の際は、別紙 3「北海道中学校体育大会 大会役員等体調記録表」を大会会場の受付に提出する。
 - （6）選手の家族や当該学校の管理職等の会場への入場を認めるが、一般の方の観戦は認めない。

3 大会参加者のPCR検査の陰性証明またはワクチンを2回接種した証明の提出について

- ・今年度の全道大会では、証明書等の提出は不要とする。ただし、(公財)日本中学校体育連盟の全国中学校体育大会実施上のCOVID-19感染拡大予防ガイドライン並びにスポーツ庁、中央競技団体等が作成している新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関するガイドラインを遵守し、感染症対策にしっかり取り組んだ上で大会に参加すること。

4 新型コロナウイルス感染症対策について

- (1) (公財)日本中学校体育連盟の全国中学校体育大会実施上のCOVID-19感染拡大予防ガイドライン並びに中央競技団体等が作成している新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関するガイドライン、令和3年6月2日にスポーツ庁・文化庁から発出された「中学生・高校生等を対象とした全国大会・コンクール等における感染拡大予防ガイドライン」(別添)、令和3年10月11日に北海道教育委員会から発出された「大会主催者への要請(改訂)」、令和4年3月18日に北海道教育庁から発出された「学校における新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた教育活動等について」を参考に各競技で感染症対策を立案し、感染防止対策に努めること。
- (2) 各地区の中体連事務局と各競技の専門委員長は、大会に参加する学校(複数の学校が合同で参加する場合には代表校)や団体ごとに当該学校等の参加者における感染防止の責任者を配置するよう依頼すること。なお、感染防止の責任者については、監督や引率者が兼任してもよいこととする。

部活動の大会等における感染拡大予防ガイドラインを策定しましたのでお知らせします。また、生徒の成果発表の機会の確保に向けて御理解、御協力をお願いします。(新規)

資料 4 添付資料①

事務連絡
令和3年6月2日

公益財団法人日本中学校体育連盟
公益財団法人全国高等学校体育連盟
公益財団法人日本高等学校野球連盟
公益財団法人日本スポーツ協会
全国中学校文化連盟
公益社団法人全国高等学校文化連盟

御中

スポーツ庁政策課学校体育室
文化庁参事官（芸術文化担当）付学校芸術教育室

中学生・高校生等を対象とした全国大会・コンクール等における感染拡大
予防ガイドラインの策定及び生徒の成果発表の機会の確保等に係る取組
について（依頼）

学校教育活動の一環として行われる部活動については、地域の感染状況等に応じて、実施内容や方法を工夫した上で実施するなど、感染症対策と部活動の両立を図り、学びの機会を保障していくことが重要です。また、部活動の大会等についても、生徒にとって日頃の活動の成果を発揮できる貴重な機会でありますので、十分な感染防止対策を講じた上で、できるかぎり実施していただきたいと考えております。

スポーツ庁及び文化庁では、中学生や高校生等が参加する全国大会・コンクール等の開催に当たって、生徒等にとって安心安全な大会等が開催されるよう、大会等の前後も含めて留意していただきたい事項をガイドラインとして別紙のとおりまとめました。

これまでも、貴団体等におかれては、大会等の開催に向けて、スポーツ庁が策定した「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」や、競技団体や文化芸術団体、施設の管理団体などの関係団体が策定しているガイドライン等を踏まえ、適切に対応いただいているものと承知しておりますが、本ガイドラインも参考にいただき、一層の感染防止対策の徹底を図っていただきますようお願いいたします。

また、このことについて、加盟の団体・連盟等に対して周知くださるようお願いいたします。

スポーツ庁及び文化庁としては、引き続き生徒等にとって安心安全な大会等の開催に向けて、連携協力して取り組んでまいりますので、生徒の部活動における成果発表の機会の確保が図られるよう御理解、御協力いただきますよう改めてお願いいたします。

<本件担当>

（運動部活動について）

スポーツ庁政策課学校体育室運動部活動推進係
電話：03-5253-4111（内線 3777）

（文化部活動について）

文化庁参事官（芸術文化担当）付学校芸術教育室
電話：03-5253-4111（内線 2832）

中学生・高校生等を対象とした全国大会・コンクール等における 感染拡大予防ガイドライン

令和３年６月２日

スポーツ庁
文化庁

はじめに

新型コロナウイルス感染症については、変異株の拡大等、引き続き警戒が必要な状況にあります。このような中、全国から参加する中学生や高校生等が集まる大規模な大会やコンクール等（以下「大会等」という。）を開催するに当たっては、十分な感染防止対策を講じ、大会等に参加する生徒はもちろんのこと、大会等の運営に携わるスタッフや観客の安全を守る必要があります。

そのため、大会等の開催に当たって、主催者の参考となるよう、留意すべき事項についてガイドラインとしてまとめましたので、本ガイドラインも参考に感染防止対策に努めていただきますようお願いいたします。

また、本ガイドラインは、大会等の運営における一般的な留意事項をまとめたものであり、競技、演技、演奏等（以下「競技」という。）の実施に当たっては、当該中央競技団体や文化芸術団体等が策定しているガイドライン等を踏まえて実施してください。

なお、本ガイドラインは、令和３年６月２日時点での最新の知見に基づき作成したものです。今後新たな情報や知見が得られた場合には必要に応じて見直してまいります。

１．大会等の運営

（１）大会等の実施

- ・大会等の開催要件等について、開催地の各都道府県に事前相談をすること。観客を入れる場合には、収容率及び人数制限についても確認をすること。
- ・事前に相談した後に、開催地が新型インフルエンザ等緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置区域となった場合には、改めて開催要件等について確認すること。
- ・全国的に緊急事態宣言が発令された場合や、開催地における医療体制がひっ迫し大会等の開催期間中に新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応が困難となった場合等には、速やかに中止や延期を検討すること。

（２）感染防止の責任者の配置

- ・大会等の開催に係る新型コロナウイルスへの感染防止の責任者を配置すること。大会等が複数の会場で実施される場合には、会場ごとに当該会場における責任者も合わせて配置すること。

- ・大会等の開催に当たり、体調不良者への対応や検査等において医療機関との連携が必要となる場合を想定し、大会等の会場付近の医療機関とあらかじめ受診や検査等について調整を行うこと。
- ・参加する学校（複数の学校が合同で参加する場合には代表校）や団体ごとに、当該学校等の参加者における感染防止の責任者を配置させること。

（３）感染防止措置の周知

- ・感染防止のため実施すべき事項や大会等に参加する生徒、監督・コーチ・引率者（以下「参加者」という。）が遵守すべき事項をあらかじめ整理し、周知すること。

（４）開会式等

- ・開会式、抽選会、表彰式等を実施する場合は、必要最小限の出席者とする。
- ・出席者にはマスクを着用させること。
- ・整列する際は、周囲の人となるべく距離（※）を空けさせること。
（※）感染予防の観点からは、できるだけ２mを目安に（最低１m）の距離を空けること。

２．大会等の参加者への要求事項

（１）体調管理

- ・参加者の健康管理や参加の可否の判断、感染が発生した場合の連絡体制等の手順について策定し、あらかじめ参加者に対して周知すること。
- ・参加者に対して、大会等に参加する１４日前からの体温や体調等について提出させ確認すること。
- ・大会等開催中は、参加者に対して毎日体温や体調等について提出させ確認すること。
- ・提出させた書面は、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報取り扱いに十分注意しながら、少なくとも１か月以上の保存期間を定めて保存しておくこと。
- ・発熱等の症状がある参加者については、速やかに医療機関等への相談・受診を行わせ、かつ検査を受けさせた上で大会に参加等させること。
- ・大会等の終了後に参加者の感染が判明した場合は、主催者に速やかに報告させること。

（２）マスクの着用等

- ・参加者に対してマスクを準備させ、競技中を除き原則として大会中は着用させること。
- ・マスクを着用して運動やスポーツを行った場合、十分な呼吸ができず人体に悪影響を及ぼす可能性があることや熱中症のリスクが高くなること、息苦しさを感じた時はすぐにマスクを外すことや休憩をとること等、無理をしないことについて注意喚起すること。

（３）移動、ミーティング等での留意事項

- ・参加者は、移動、ミーティング等においても、三つの密を避けること、会話時にマスクを着用する等、感染対策に十分配慮させること。

- ・大会等の参加に際して飲食を伴う壮行会、祝勝会等の開催は控えさせること。特に他の学校との競技外での交流は厳に控えさせること。

(4) 十分な距離の確保

- ・競技中以外は、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離（※）を空けさせること。
- （※）感染予防の観点からは、できるだけ2 mを目安に（最低1 m）の距離を空けること。

(5) 競技中の留意事項

- ・競技中に、唾や痰をはくことを行わせないこと。
- ・タオルや飲み物等の共用はさせないこと。
- ・ハイタッチ、握手等を控えさせること。
- ・本番やリハーサル等の入れ替えの際には、十分な時間を設定したり、出場校同士が接触しないようにする等の配慮を行うこと。

(6) 飲食

- ・指定場所以外で行わせないこと。
- ・飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行わせること。
- ・飲料はペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップを使用させ、共有させないこと。
- ・周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにし、咳エチケットを徹底させること。
- ・会話をする時はマスクを着用させること。
- ・指定場所は換気を十分に行うこと。
- ・飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外（例えば走路上）に捨てさせないこと。

3. 会場設営

(1) 手洗い場所

- ・参加者が手洗いをこまめに行えるよう、手洗い場に石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること。
- ・「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること。
- ・手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意すること、または手洗い後に手をふくために参加者にマイタオルを持参させること。
- ・布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること。
- ・手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意すること。

(2) 更衣室、控え室、休憩スペース

- ・更衣室、控え室、休憩スペース等（以下「更衣室等」という。）は感染リスクが比較的

高いことに留意すること。

- ・更衣室等の広さにはゆとりを持たせ、他の利用者と密になることを避けること。ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する利用者の数を制限する等の措置を講じること。
- ・更衣室等では、原則としてマスクを着用させること。また、会話や食事は控えさせること。
- ・更衣室等で複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、イス等）については、こまめに消毒すること。
- ・換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮すること。
- ・入退室の前後での手洗いを促すこと。手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤の使用を促すこと。

（３）洗面所（トイレ）

- ・洗面所（トイレ）についても感染リスクが比較的高いと考えられることに留意すること。
- ・トイレ内の複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒すること。
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること。
- ・手洗い場には石鹼（ポンプ型が望ましい）を用意すること。
- ・「手洗いは 30 秒以上」等の掲示をすること。
- ・手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意すること、または参加者にマイタオルの持参を求めること。
- ・布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること。
- ・利用者が密な状態になるおそれがある場合は、入場制限を行うこと。
- ・換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮すること。

（４）用具の管理

- ・共有する用具等はこまめに消毒すること。
- ・参加者にスポーツ用具の貸出を行う場合は、貸出を行った利用者进行特定できる工夫をするとともに、貸出前後に消毒すること。
- ・用具等の搬入・搬出、設置の際は、十分な時間を設定する等の配慮を行うこと。

（５）観客の管理

- ・観客を入場させる場合には、各都道府県に収容率及び人数制限について確認し、対応すること。
- ・ステージを利用する場合は、ステージ端から観客との距離（※）を十分確保すること。
（※）感染予防の観点からは、できるだけ 2 m を目安に（最低 1 m）の距離を空けること。
- ・大声での声援を送らないことや会話を控えること、マスクを着用すること等の留意事

項を周知すること。

- ・大声を出す者がいた場合は個別に注意等を行うこと。
- ・マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で販売すること等により、マスク着用率 100%を担保すること。
- ・選手等の参加者と観客が競技の前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じること。
- ・観客の休憩時間や入退場時の密集回避（時間差入場等）、会話の抑制の周知を行うこと。

（６）大会等の会場の環境

①換気

- ・室内で実施する場合には、換気の悪い密閉空間とならないよう、換気設備を適切に運転することや、定期的に窓を開け外気を取り入れる等の十分な換気を行うこと。

②施設の維持管理

- ・体育館等の床をこまめに清掃したり、プールの水質基準を適切に管理したりする等、関係法令等に従った適切な管理について、感染拡大防止の観点から改めて徹底すること。なお、体育館等のフローリング床について、消毒のために適切な濃度に希釈した市販の塩素系漂白剤を使用することは可能であるが、使用後にきちんと拭き取ることが必要である。また、他の床材の場合は、床材の特性に応じた清掃・消毒を行うことが必要である。必要に応じて専門業者に確認をするとともに、清掃事業者等にも適切な維持管理の徹底を図るようにすること。

（７）施設の入口

- ・大会等の施設の入口に手指の消毒設備を設置すること。
- ・参加者が遵守すべき事項のチェックリストを掲示すること。

（８）ゴミの廃棄

- ・参加者に対しゴミ（マスクや鼻水、唾液等がついたもの等）を持ち帰らせることを義務付けるとともに、その内容を周知すること。
- ・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用するとともに、マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒させること。

（９）清掃・消毒

- ・市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃すること。
- ・通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、毎日、競技の開始前、開始後に清拭消毒すること。
- ・手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で構わないが、手が触れる可能性がある体育館の床等は上記（６）②のとおり適切に清掃・消毒すること。

(10) 大会運営スタッフの管理等

- ・参加者に準ずる健康管理を行うこと。
- ・発熱又は風邪等の症状がみられる大会運営スタッフについては、参加を自粛させること。
- ・原則として、常時マスクを着用させること。

令和 3 年(2021年)10月11日
北海道教育委員会

大会主催者への要請（改訂）

苫小牧市で開催された全国高等学校選抜アイスホッケー大会において発生した大規模な集団感染の事例や、国立感染症研究所実地疫学研究センターからの提案を踏まえ、北海道教育委員会から各種スポーツ・文化の大会、コンクール等を開催される皆様へ、次のとおり要請します。

1 全国、全道の大会、コンクール等の開催・延期・中止についての考え方

新型コロナウイルス感染症に関する次の状況を的確に把握の上、大会、コンクール等の開催による感染拡大のおそれがないか判断し、大会、コンクール等の開催・延期・中止を検討してください。

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する全国、全道の感染状況はもとより、特に、大会等開催地域の感染状況や大会等参加者が居住する地域の感染状況
- ・ 緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域に所在する大会等参加者が所属する学校、チーム等における大会等前 2 週間の感染状況
- ・ 大会開催期間中における大会等参加者、大会関係者等の感染発生状況

さらに、大会等の開催の判断に当たっては、国立感染症研究所実地疫学研究センターの提案等を踏まえ、以下の取組の実施を前提としてください。

【大会主催者の取組】

- クラスター発生等の事態に備えて、大会参加者の情報を開会前に把握する。ただし、個人情報の取り扱いに厳重に注意すること。
 - ・ 各校の選手や監督以外の同行者を含めた大会参加者名簿
 - ・ 各校の管理職や顧問等の緊急連絡先
 - ・ 大会 2 週間前からの各校や大会関係者の旅程表、宿泊施設の部屋割表
- 事前に開催地を所管する保健所に大会開催について情報提供するとともに、体調不良者等が確認された場合に備えて連携体制を整えること。
- 大会期間中の大会参加者や大会関係者の健康状態を適切に把握するとともに、風邪症状等の体調不良者がみられた場合、速やかに保健所に報告するとともに医療機関で受診させること。
- 大会のために集合してから大会が終了するまでの間、体調不良が確認された大会参加者や大会関係者が適切に PCR 検査等を受検したかどうかについて把握し、随時情報を保健所と共有すること。
- 各会場に新型コロナウイルス感染症防止の責任者を配置すること。
- 着替えをする控え室は、密を避けるよう必要に応じ人数制限と十分な換気を行い、控え室に入りきれなかった参加者も、廊下などで密にならないような着替え場所の配慮を行うこと。
- 会場内で参加校同士の接触を最小限にするために予め動線を定め、各チームに大会関係者を 1 人付けるなど動線が守られる対策を行うこと。なお、会場の規模等によっ

て動線を分けることが難しい場合は、試合時間に合わせて会場に入る時間をずらすなど、接触する機会をできる限り減らすこと。

- 控え室など、大会参加者や大会関係者が会場(競技場、施設屋内等)で高頻度に複数の人が触れる部分に関し、大会期間中は頻回に清掃・消毒を行うこと。
- 大会期間中に、感染症対策のピクトグラムやポスターを掲示したり、場内アナウンスで感染症対策を呼びかけたりするなど、大会参加者に感染症対策を徹底する方法を工夫すること。
- 参加者に対して、以下の【参加者の取組】を大会参加に当たっての留意事項等に明記するなどして周知し、徹底すること。

【参加者の取組】

- 競技団体が作成したガイドライン及び大会主催者が作成した大会における感染症対策等を厳守すること。
- 各学校の責任者は、自身が感染管理をリードし、日頃から生徒に日々の体調の把握や行動管理への注意を促すと共に、基本的な感染管理の指導を行うこと。
- 各学校の責任者は、大会来場時のみならず大会2週間前からの参加者の健康観察を適切に行い、参加者に風邪症状等が確認された場合、大会主催者に速やかに報告し、医療機関で受診させること。
- 各学校の責任者は、控え室において、密にならないこと、マスクなしで、あるいはマスクを正しく着用せず、会話しないこと、換気を十分行うことを生徒に周知、徹底すること。
- 競技中において、ベンチ等での大声での指示出しや応援等をせず、着席を徹底すること。
- 宿泊を伴う場合、学校の責任者は、宿泊施設における感染症対策(大浴場の使用中止又は使用時間の指定、食堂における換気の徹底、基本個室等)が講じられているかを確認すること。
- 宿泊を伴う場合、各学校の責任者は、複数チームとの同時期の宿泊による選手同士の接触を避けるよう生徒への指示を徹底すること。

(参考)

- ・「高校生のスポーツ大会における新型コロナウイルス感染症のクラスター発生防止に関する提案(2021年8月31日時点)」(国立感染症研究所実地疫学研究センター)
- ・全国高等学校アイスホッケー大会における新型コロナウイルス感染症(COVID-19)事例

2 全国大会におけるPCR検査の活用

「高校生のスポーツ大会における新型コロナウイルス感染症のクラスター発生防止に関する提案(2021年8月31日時点)」(国立感染症研究所実地疫学研究センター)では、大会前と大会期間中の定期的なスクリーニング検査(PCR検査が望ましい)の実施を検討すると示されていることから、大会前等におけるPCR検査の活用を検討してください。